

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 令和4年8月18日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時48分

場 所 委員会室棟第4委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也
副委員長 志村 直毅
委 員 乙黒 泰樹 鷹野 一雄 向山 憲稔 浅川 力三
久保田松幸 古屋 雅夫 笠井 辰生 杉原 清仁
長澤 健 飯島 修

説明のため出席した者

公営企業管理者 中澤 宏樹
企業局電気課新エネルギーシステム推進室長 宮崎 和也

福祉保健部長 成島 春仁 障害福祉課長 山本 英治

県土整備部長 飯野 照久 都市計画課長 五味 勇樹

スポーツ振興局長 塩野 開 スポーツ振興課長 渡辺 一秀

観光文化部長 赤岡 重人 観光振興課長 矢野 久

防災局長 細田 孝 防災危機管理課長 伊藤 公仁

知事政策局長 長田 公 国際戦略グループ国際戦略監 羽田 勝也

教育長 手島 俊樹 生涯学習課長 成島 仁

男女共同参画・共生社会推進統括官 染谷 光一
男女共同参画・共生社会推進監 宮下 つかさ

県民生活部長 小林 厚 県民生活総務課長 望月 等

農政部次長 原田 達 畜産課課長補佐 丸山 正
果樹・6次産業振興課長 鈴木 幾雄

行政経営管理課長 小林 洋一

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要

まず、本日の審査は、配布資料のと通りの順番で審査することとした。
次に、午前10時から午前10時35分まで山梨県立あゆみの家、株式会社やまなし hidroジェンカンパニー関係、休憩をはさみ、午前10時46分から午前12時2分まで山梨県緑が丘スポーツ公園、山梨県立八代射撃場、公益財団

法人山梨県スポーツ協会、山梨県小瀬スポーツ公園、山梨県富士北麓公園関係、休憩をはさみ、午後1時から午後1時40分まで公益財団法人小佐野記念財団、山梨県立防災安全センター、一般財団法人山梨県地場産業センター関係、休憩をはさみ、午後1時50分から午後2時54分まで山梨県立やまなし地域づくり交流センター、山梨県立男女共同参画推進センター、山梨県立科学館関係、休憩をはさみ、午後3時5分から午後4時29分まで公益社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター、株式会社山梨食肉流通センター、指定管理施設・出資法人に係る全体共通事項関係の審査を行った。

休憩をはさみ、最後に、午後4時43分から午後4時48分まで、付託案件に対する審査の結果については委員長案とすることが決定し、また、本委員会が調査した案件に対する委員会報告書の作成並びに委員長報告書については委員長に委任することに決定した。

主な意見

※ 山梨県立あゆみの家【福祉保健部】、株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー【企業局】関係

質疑

(山梨県立あゆみの家について)

志村委員

県立あゆみの家については、令和3年度指定管理者が、新たに社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会となりまして、利用者がゼロという状況でスタートをしたものの、ことしの7月末現在では14名まで利用者が増加しまして、今お二人が入院されているということですが、精神障害者の社会復帰と自立促進のための施設運営に鋭意取り組まれていると承知をしております。

本年度から4年間の指定管理期間についても、手をつなぐ親の会に委託をすることになったわけですが、昨年度の公募に当たって、それまでの令和3年度の状況等も踏まえ、それ以前の指定管理期間と比較して、運営業務の内容あるいは基準に変更点があったのかどうか、この点についてお伺いします。

山本障害福祉課長 運営業務の内容及び基準につきましては、利用者に提供するサービスの質が保たれるよう、原則として、従前の水準を維持するのはもちろんのこと、令和2年度の新型コロナウイルスの発生以降、特に令和3年度は、障害福祉サービス事業所等で急激な感染拡大が見られたことから、令和4年度以降の山梨県立あゆみの家指定管理者募集要項の施設運営方針におきまして、感染対策への十分な配慮を行うことについて記載するとともに、応募者からの提案内容に、新型コロナウイルス等の感染対策についての具体的な取り組みを加えたところでございます。

志村委員

承知いたしました。

令和2年度までは、それ以前の指定管理者が管理運営をされていたと承知をしているわけですが、それまでの前任の指定管理者の運営状況について、令和3年度は、県として、どのような総括を行ったのかお聞きしたいと思います。

山本障害福祉課長 前指定管理者におかれましては、あゆみの家の開設から令和2年度まで4年間にわたり施設の維持管理や精神に障害を持つ方に必要な指導、訓練を行

っていただきました。同法人の管理状況につきましては、決算状況やモニタリングシート等から確認しております。これまで多くの方に利用されたほか、近年の満足度においても「満足」、「どちらかといえば満足」の割合が高かったことから、おおむね適正に運営されてきたものと認識しております。

指定管理の終了に際し、新たな施設を建設し、従前のあゆみの家の利用者はそちらに移りましたが、引き続き精神に障害を持つ方の自立訓練の場を提供され、本県社会福祉行政に貢献されていると承知しております。

志村委員

総括の内容について承知をいたしました。

令和2年度、前任の指定管理者が運営をしている間までは、毎年多額の収支差額が発生していました。例えば、令和2年度は1,600万円ですが、令和元年度に関しては3,500万円、平成30年度は2,500万円という形で収支差額が発生していました。こういう状況がある中で指定管理を外れるということになったわけですが、いわば内部留保となっているこの収支差額については、県としてどのように指定管理者と処理されているのか、この点についてお伺いします。

山本障害福祉課長 あゆみの家の指定管理におきまして発生しました収支差額につきましては、前指定管理者と金額の確定や使い道について十分検討・協議することとしておりまして、現在、内容の精査を行っているところでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、協議の場を設けるといことがなかなか難しい状況が続いておりますが、本年度においては、その状況を鑑みながら引き続き対応していきたいと考えております。

志村委員

ぜひとも、コロナもあってなかなか難しいと思いますが、この点については早く協議をして、確定をして、処理していただきたいと思っております。

意見として最後に申し上げますけれども、指定管理施設はさまざまありますが、観光とか収益を上げるような施設と、こういった社会福祉分野の施設とでは、収支差額の発生したことに対しての運用、考え方は違って当然だと思っております。

かつて、宇沢弘文さんという方が、教育とか医療とか介護、福祉の分野の施設、資本は社会的共通資本だと述べておりました。そういう意味でも、社会福祉事業において、収支差額の黒字分を翌年度の事業のために投入するという考え方は、全くもって私は適正な考え方だと思っておりますので、何でもかんでも収支差額が出たら県に戻せということではなくて、やはり必要な行政サービスをきちんと提供するために、必要なものは必要なもの。指定管理者がかわっても、その指定管理者施設で生じたものでありますから、そこは県としても、そのまま翌年度新たな指定管理者となっても、その分を引き継げるような形もしっかり考えていかないといけないだろうと思っておりますので、そういったことも踏まえて、今後も引き続き、あゆみの家の施設運営をしっかりと取り組んでいただけたらと思っております。

向山委員

志村委員の質問に引き続いて、関連した部分もありますのでお伺いをいたします。

前の指定管理者の蒼溪会への民間移譲が不調に終わって、大変な状況からのスタートだったと思っております。指定管理を引き継いだ現在の事業者が、管理運営をスムーズに進められるように、県としても適切にサポートしていただきたいと思っております。

昨年12月の本議会において、長崎知事が答弁で指定管理制度見直しに言及

されました。こうした意見の背景も踏まえて、民間移譲が一度不調に終わった当施設においても、今後どのように取り組んでいく方針か、昨年度中にどのような取り組みを行ってきたかも踏まえて、見解をお伺いしたいと思います。

山本障害福祉課長 民間移譲につきましては、現在、利用されている方もいらっしゃることから、当面は指定管理を継続しまして、施設の運営を継続していく予定でございます。

施設の運営に当たり、当課といたしましても、モニタリング等を通じて必要な指導や検討を行ってまいります。

今後も引き続き指定管理者との意思疎通を図り、指定管理者の要望等があればその都度対応を検討するとともに、利用者の地域移行への推進に係るサポートや施設利用者の満足度の向上に向けた取り組み等の支援を行っていきたいと考えております。

向山委員

ぜひお願いしたいと思います。

蒼溪会との協議の件で、自分も少し、途中でお話を伺う機会があったのですが、やはり一番は県当局と蒼溪会、事業者との信頼関係。情報交換、日ごろの意思疎通が重要だと思います。どちらかの信頼感がなく、信用できない状況になってしまいますと、その後の経営継続、また運営にも大きく影響してくる部分だと思っております。去年の本特別委員会でもありましたけれども、社会福祉法人で出た収支差額をどのように取り扱うのかということも、しっかり捉えた上で、今回の蒼溪会では、正直そこが大きなポイントだったと思っておりますが、法人として収益が出た部分があるから、施設の建物自体の取扱いとか土地の売買に関しての部分でどうしても県との境が出てしまったと、そこら辺の考え方も一致を図っていきながら、ほかの施設もある中で、指定管理者制度のあり方をしっかり議論して、前に進めていくためにも、このあゆみの家は一つのケースになったので、不調に終わりましたけれども、今回のことを県としても担当部局としてもしっかり精査しながら、今後も進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(株式会社やまなし hidroジェンカンパニーについて)

鷹野委員

やまなし hidroジェンカンパニーは設立されて間もないわけでありましてけれども、既存の事業に対しまして、非常にフットワークのよい環境になったと思っております。

そこで、お尋ねしたいと思います。昨年6月、米倉山においてP2GシステムによりCO₂フリーのグリーン水素の製造が開始されました。その後、本県の水素事業への取り組みは、度々報道へ取り上げられ、県民のみならず国内外から高い注目を受けております。

やまなし hidroジェンカンパニーを通じたP2G事業の現在の取り組み状況と、事業計画書の基本方針にもございます初動5年の事業計画でございますけれども、今後の事業計画はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 昨年6月から、米倉山に建設したP2Gシステムで製造したグリーン水素を工場等へ輸送し、燃料として利用する事業を行っております。ことし4月からは、北杜市内のキッツ長坂工場の水素ステーションも新たに供給先として加わっている状況でございます。

もう一つ、P2Gシステムそのものの工場への導入についても、現在取り組

みを進めておりまして、UCC山梨焙煎所と大成建設のコンクリート部材工場の2カ所が既に決定しているという状況でございます。さらに複数地点での導入に向けて、現在、さまざまな企業と協議をしている状況でございます。

2025年度をめどに、第一段階として、本格的な事業展開に向けて必要となるP2Gシステムの大容量化と、幅広い分野での利用を目指した小規模パッケージ化という両面での技術開発を現在進めておりまして、それらの成果を生かして複数活用への導入を進めていきたいと考えております。

その後については、国の中期目標年次でございます2030年に向けて、新たな資金も確保しつつ、P2Gシステムを国内外へ積極的に展開していきたいと計画しております。

鷹野委員

ありがとうございます。

水素の利用拡大と製造技術の開発については、脱炭素ということで時代の流れでございますけれども、この流れを受けて、欧州を中心に海外で活発な動きが見られますが、国内外へやまなしモデルのP2Gシステムによる事業を展開していくためには、経営体質の強化を図る必要がますますあるかと思っております。そこで、見解をお伺いいたします。

宮崎新エネルギーシステム推進室長

水素エネルギーに関する新たな市場を開拓し、やまなしモデルP2Gシステムを国内外へ広く普及を図っていくためには、本県、そして、共に事業を進めていきます東京電力グループや東レが、これまでの事業で蓄積した技術ですとかネットワークだけではなく、外部の人材も積極的に活用して、組織としての知見ですとか対応力を強化していく必要があると考えています。

本年4月、我が国最大級のメガバンク等において要職を務められた、山梨県人会連合会の清水喜彦会長に企業局顧問に御就任いただくとともに、やまなし hidroジェンカンパニーの会長として御参画をいただいております。それによって同社の経営力、県産水素の営業力強化を図っているという状況です。

また、海外での調査事業を開始するに当たって、海外のエネルギー事業ですとか、熱利用技術に精通した2名を、やまなし hidroジェンカンパニーでは社員として採用し、技術力の強化も図っているところでございます。

鷹野委員

ありがとうございます。

最後に、本県のP2G事業は、日本を引っ張っていくプロジェクトであると思っております。P2Gシステムの普及とともに、やまなし hidroジェンカンパニーが企業として成長していくことが期待されるところでございますが、やまなし hidroジェンカンパニーの発展が、本県にどのような効果をもたらすか見解をお伺いいたします。

宮崎新エネルギーシステム推進室長

やまなし hidroジェンカンパニーが新たな水素エネルギー産業として発展していくことによりまして、世界最先端の技術を持つ企業や研究者が、米倉山を中心に活発に交流することが予想されます。この際に、県内企業との交流などを通じまして、本県の産業活性化と高付加価値化につながっていくものと期待しております。

また、やまなし hidroジェンカンパニーが、山梨大学などでクリーンエネルギーに関する分野を学んで県内での就職を希望する学生の選択肢の一つとなれますよう、人材育成の面についてもしっかりと貢献していくよう取り組んでまいりたいと考えています。

志村委員

鷹野委員の質問とも若干重なるところもあるかと思いますが、まず1件目として、やまなし hidroジェンカンパニーの、そもそもの設立目的と設立時の事業展望、また、長期的な経営計画というか戦略について、どんな内容なのかお聞きしたいと思います。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 やまなし hidroジェンカンパニーについては、本県が東京電力ホールディングス及び東レ等と研究開発を進めてきたP2Gシステムのさらなる技術開発によって実用化を加速するとともに、システムそのものを国内外へ広く展開することによって、燃料の非化石化と電化を促進しまして、カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に貢献していくことを目的に設立したものでございます。

事業展望につきましては、水素の利用はまだ黎明期でございまして、やまなし hidroジェンカンパニーを取り巻く経営環境は、今のところは厳しい状況でございまして、日々変化します世界のエネルギー情勢にかかわらず、脱炭素化というのは世界共通の普遍のテーマと考えております。顧客となります、熱をたくさん使う需要家の皆さんのニーズをしっかりと捉えることによって、十分に展開していけると見込んでおります。

当面、海外などの大規模な工場への導入に向けたモジュール連結式大規模P2Gシステムというものと、国内で広い分野での導入を図るための小規模パッケージ化という2方面での技術開発を進めつつ、国内の複数地点への導入を進めてまいります。その後については、新たな資金を確保しまして、P2Gシステムを国内外へ積極的に展開する戦略を立ててございまして、それに向けた協議を今、国ですとか金融機関等と進めているところでございます。

志村委員

承知いたしました。

P2Gシステム自体が、技術開発によって、さらに今後実用化が加速されていくと期待しているわけですが、今お話にもありました、システムそのものを国内外に広く展開していくということにも、これが広がることで燃料の非化石化と電化を促進することになる、さらにカーボンニュートラルの実現に向けて貢献していくことになると、本当に期待が膨らみます。大規模なものと同規模なパッケージという御説明もありましたが、これまでの開発状況、また、今後どのように事業展開していくのかという点についてお聞きをしたいと思います。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 昨年6月に米倉山で水素の製造を開始いたしまして、P2Gシステムによる米倉山の水素については、当初2カ所だった供給先は、現在3カ所にふえています。さらにスポット的にトヨタの水素エンジンカロラのレース燃料としても供給しているという状況でございます。

さらに、NEDOの助成を受けまして、新たに小規模にパッケージしたP2Gシステムについては、UCCの山梨焙煎所と大成建設のコンクリート部材工場への導入が決定してございまして、大成建設については来年度の秋ぐらいには稼働できるのでないかと思っております。

国のグリーンイノベーション基金事業として取り組む大規模P2Gシステムにつきましては、国内での導入に向けた協議を進めてございまして、決定次第公表していきたいと考えています。

また、海外についても、現在、インドのスズキ自動車系列の工場への導入に向けた調査を開始してございます。こちらについては、本年度末にかけて、現地での再生可能エネルギーの供給体制ですとか、この工場でどのような熱の使われ方をしているのかといった、そういったもろもろの調査をいたしまして、

実現可能と見込まれば、次の詳細設計の段階へ移っていきたいと考えてございます。

志村委員

承知いたしました。

最後に、笛吹市でもUCC上島珈琲が今後導入をしてくださるとお聞きして、非常に心強いというか、本当に期待が膨らんでいるところですけども。何をおいてもグリーン水素自体の利用拡大ということが一番重要なのかなと思うのですが、課題も多いと思います。グリーン水素の利用拡大に向けた課題をどのように捉えていて、どのようにクリアしていくのか、その点についてのお考えをお願いしたいと思います。

宮崎新エネルギーシステム推進室長

グリーン水素の利用拡大に向けた最大の課題といたしましては、供給コストが化石燃料に比べて高いということにございます。ロシアのウクライナ侵攻による価格高騰前の天然ガスの取引価格ですが、おおむね1立方メートル当たり20円という状況に對しまして、現在我々が取り組んでいますグリーン水素は、製造コストの段階で1立方メートル当たり100円を上回っている状況でございます。それが利用拡大を阻む大きな要素の一つとなっています。このため、化石燃料と我々の取り組む再エネ由来のグリーン水素の価格差を埋める共助制度を創設していただくよう、現在国に対して積極的に要望しているところでございます。ことし5月に岸田首相が米倉山にお見えになった際も知事からも説明させていただいて、一定の理解をいただいていると考えてございます。

志村委員

承知いたしました。岸田総理も、また萩生田前経済産業大臣もお見えになって、本当に注目されている山梨県のP2Gシステム、技術開発が進み、また導入が進んでいくことを心から期待をしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

向山委員

部局審査におきまして、収益が出た場合の質問させていただきましたが、その際に、経営判断をしていくとの説明がありました。今の御説明でもありましたが、現状としては、決して簡単な経営状況でないとお承知をいたしておりますけれども、国内外からも注目を集める水素エネルギーでありますので、今後の展開によっては、株式会社として大きな事業収益が出る可能性もあると考えます。この株式会社の3社のうちの一つということで、わかりやすい企業経営となるよう、今の段階から経営方針を明確にしておいたほうが、県民にとってもわかりやすく最善ではないかなと考えます。

こうした部分も含めて、適切な情報発信、情報公開に努めるべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

宮崎新エネルギーシステム推進室長

米倉山のP2Gシステムにつきましては、現在、国ですとか自治体、企業、在日大使館等の多くの視察を受け入れてございます。その際に、P2Gに関する事業の取り組み状況ですとか、やまなし hidroジェンカンパニーを通した今後の事業計画についても丁寧に説明させていただいている状況でございます。

委員御指摘のとおり、適切な情報発信と情報公開については、県民の皆さんへの、やまなし hidroジェンカンパニーの事業に対する理解を深めていただく、それだけではなく、水素の利用拡大につながっていくと考えてございます。

加えまして、透明性の高い企業経営については、顧客や投資家から選ばれる企業になるための必須条件でございますので、今後、やまなし hidroジェン

カンパニーの中でしっかり協議をしまして、速やかに情報公開の対策を取っていきたいと考えてございます。

向山委員

ぜひお願いをしたいと思います。

どうしてもわかりにくい部分で、専門的な部分もあると思いますけれども、特に次世代を担う子供たちにもわかりやすいような情報発信、また、いろいろな分野で他部局とも連携しながら、ぜひ県民の皆さんの理解が進むよう取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、経営の部分ですが、今は中澤公営企業管理者が社長ということですが、どうしても、継続性という中で考えたときに、引き続き、短期的にどんどん社長や役員が替わるのではなく、株式会社としての経営をどう考えるのかということもしっかり長期的なスパンを持って取り組んでいただきたいと思いますので、引き続き期待をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

浅川委員

水素エネルギー社会の実現を目指して、山梨県から国内外に向けた画期的な取り組みの施設であると思います。私も大きな期待を寄せているところであります。そこで、やまなし水素エネルギーカンパニーの事業展開について、幾つかお伺いします。

脱炭素化に向けた取り組みが国内外で加速しています。やまなし水素エネルギーカンパニーは太陽光発電等の再生可能エネルギーと、水からCO₂フリーのグリーン水素をつくり出すP2Gシステムの普及と水素の利用拡大を図るため、我が国初となるP2Gの専門企業として設立されたと承知しております。

県内の工場等で水素の供給を開始していると聞いておりますが、現在、水素の供給状況はどのようになっているのかお伺いします。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 現在、水素の供給につきましては、昨年6月から開始をさせていただいております。当初から中央市の日立パワーデバイスと甲府市内のオギノ向町店の2カ所に供給してございました。ことしの4月からは、さらに北杜市内のキッツ長坂工場の水素ステーションも加わっております。

それ以外ですと、昨年では2回ですが、東京オリンピック・パラリンピックの大会関係車両への供給ですとか、ことしは3月からトヨタの水素エンジンカーラへの水素供給等も行っております。

浅川委員

次に、P2Gシステムの普及に向けて、熱利用が大きい工場を中心に導入を進めていく計画と聞いておりますが、現在の取り組み状況はどうなっているのでしょうか。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 やまなし水素エネルギーカンパニーでは、熱利用の大きい工場などにおいて、本県のP2Gシステムによって、天然ガス等の化石燃料からグリーン水素への転換を図りまして、カーボンニュートラルを推進していくことを事業の柱としてございます。

現在、笛吹市内にUCC山梨焙煎所の建設が予定されています。そのUCC山梨焙煎所と埼玉県の大成建設のコンクリート部材工場、この2カ所への導入が決定してございまして、それ以外の地点についても、導入に向けた協議を進めている状況でございます。さらに国内外への幅広い導入に向けて、P2Gシステムの大容量化と小規模パッケージ化ということで両面の技術開発も進めている状況でございます。

浅川委員

ありがとうございます。

カーボンニュートラルの実現に向けて、欧州を中心に水素の利用拡大に向けた研究開発が進んでおり、近い将来、世界的な市場となることが予想されております。このような中、本県のP2Gシステムの海外展開に向けてどのように取り組みを行っていくのかお伺いします。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 ことし6月、インドの自動車会社でございますマルチ・スズキの工場へP2Gシステムの導入に向けた調査を開始しております。工場内のエネルギーの利用状況ですとか、周辺地域を含めた再生可能エネルギーの導入状況等々について、今調査を進めてございます。

我が国とは関係法令ですとか気候及び商習慣など異なる点が多々ありますので、経産省に相談をしながら一つ一つの課題を解決して、グリーン水素に係る急速な市場拡大が見込まれる海外においても、積極的な展開を図っていきたいと考えてございます。

浅川委員 世界的に拡大が予想される水素関連の市場を見据えて、国と連携して引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを宣言しております。これに対して、本県のP2Gシステムとやまなし hidroジェンカンパニーはどのように貢献していくのか伺います。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 現在、我が国で使われています最終エネルギー消費の約7割は化石燃料に頼っている状況でございます。2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては、このエネルギー需要側、利用する側の脱炭素化が求められています。

P2Gシステムにつきましては、再生可能エネルギーの余剰電力を利用して、CO₂フリーの水素をつくり出すというシステムでございますので、太陽光発電自体の普及をサポートいたすとともに、熱需要の大きい工場においても、燃料の非化石化と電化に非常に大きな貢献ができると考えてございます。

2050年に向けまして、やまなしモデルのP2Gシステムを広く普及させることで、エネルギー構造を大胆に転換しまして、国が目指すカーボンニュートラル社会に大きく近づけると考えてございます。

浅川委員 本県が中心となり、民間企業と共同で開発を進めてきたP2Gシステムが事業化に向けて着実に成果を上げてきていることを評価します。

世界的な課題である脱炭素化に向けた本県の取り組みは、全国に先駆けたものであり、新たなエネルギー産業の創出は、未来の山梨の付加価値を高めることにつながる。やまなし hidroジェンカンパニーを通じて、本県のP2Gシステムはより多くの地域に普及していくことを期待しており、今後成果が上がるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

※ 山梨県緑が丘スポーツ公園【スポーツ振興局】、山梨県立八代射撃場【スポーツ振興局】、公益財団法人山梨県スポーツ協会【スポーツ振興局】、山梨県小瀬スポーツ公園【県土整備部】、山梨県富士北麓公園【県土整備部】 関係

質疑

(山梨県緑が丘スポーツ公園について)

向山委員

部局審査の中でも質疑をさせていただいたのですが、体育館における猛暑対策、熱中症対策についてお伺いいたします。

緑が丘スポーツ公園の体育館というのは、老朽化も進んでいるところもあって、現状では冷暖房設備がないという状況だと思います。毎年の猛暑の状況を踏まえて、利用者の皆さんの声を聴きながら、ぜひ山梨県として、管理者として対応策を講じていただきたいと思いますのですが、御見解をお伺いいたします。

渡辺スポーツ振興課長 現在の熱中症対策への取り組みといたしましては、気化式冷風機及び大型サーキュレーターを体育館の各所へ設置しているところでございます。

今後の熱中症対策につきましては、指定管理者と協力いたしまして、利用者の意見の把握に努め、引き続き利用者サービスの向上を図っていきたく思っております。

向山委員

ぜひよろしくお願ひいたします。特に、小中高生の大会、練習で使うときには気をつけていただいて、不測の事態がないように取り組んでいただきたいと思います。

また甲府市内は、体育館施設がかなり限られているところがあると思います。緑が丘スポーツ公園の体育館は非常に重要な施設でありますので、そうした大会のときには、大会の実施者が直接的な負担とならないよう、県としても何かしらの補助策、助成も含めて御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、意見としてお伝えさせていただきますが、この体育館については、私も甲府市の市議会議員を務めさせていただいて、その当時より、またその前から、甲府市と山梨県の移譲に向けた協議において、いろいろな話があったと承知しております。現状として、いまだに山梨県が所有する形は変わっておらず、山梨県がもともと持っていた緑が丘スポーツ公園のほかの機能は、今、甲府市が管理している部分であると承知しております。この体育館とプールの2つについては、引き続き、これまでと同様に協議していくことになると思いますが、ぜひ利用者の皆さんの視点に立っていただきたいと思います。体育協会を含め屋内競技に関係する皆さんは、先日県にアリーナ設置を要望しました。スポーツ協会としても要望事項の一つに入っていると承知しております。

先ほども言いましたが、貴重な甲府市内の体育館施設、屋内施設でありますので、県市一体になって、また、ほかの市町村も含めて、体育館アリーナとしての機能をどのように維持していくのか、また新たな施設として、今後、国体も含めていろいろなイベントで競技団体の皆さんに活用してもらえ、いろいろな地域の活性化につながるものになるということを引き続き協議していただきたいと思います。これは意見としてお伝えをさせていただきます。ぜひ御検討のほどよろしくお願ひいたします。

久保田委員

まず、今後の広報活動について伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設利用休止や利用者の自粛などの影響により厳しい運営状況に置かれているかと思いますが、令和2年度と比

較すると利用数は増加しております。感染症対策を徹底するとともに、一般利用に向けたホームページ等で情報提供を積極的に行い、利用促進に努めたことなどの評価ができますが、ウイズコロナ時代にさらなる利用促進について、広報活動などをどのように考えているか、御所見を伺います。

渡辺スポーツ振興課長 新規の利用者獲得や施設の認知度向上に向けまして、インスタグラム等のSNSを利用し、積極的に情報発信を行い利用促進に努めてまいります。

久保田委員 努力していることはわかりますが、今も感染症が拡大しておりますので、さらなる努力をお願いしたいと思います。

次に、ウイズコロナ時代における利用者サービスの観点から、これまで県におかれましてはどのような対応を行ってきたのか、また、今後どのような対応を考えているのか、御所見を伺います。

渡辺スポーツ振興課長 これまで県では、超感染症社会に対応していくため、換気対策といたしまして、サーキュレーターを設置するとともにトイレの洋式化を開始したところでございます。今後も利用者サービスの向上を図るため、引き続きトイレの洋式化を進めてまいります。

久保田委員 次に、自主事業におけるニーズの取り組み方について伺います。

自主事業として水泳教室や新体操教室、ヨガ教室を行っておりますが、新たな事業を企画する上で、周辺地域の方の利用促進にも力を入れる必要があると感じております。今後、そのようなニーズをどのように取り組んでいくのか、御所見を伺います。

渡辺スポーツ振興課長 地域の方々のニーズを把握するために、地元自治会の皆さんの御協力のもと、アンケートを実施することを検討いたしまして、既存の利用者のみならず、今までに当施設の利用がない方のニーズも取り込み、さらなるスポーツ振興に努めてまいります。

久保田委員 水泳教室や新体操教室、ヨガ教室が低迷しているとお聞きしていますが、さらなる努力で皆さんにサービスをしていただきたいと思います。

最後に意見となりますが、近隣では新環状・緑が丘アクセス線の工事が行われており、野球場やテニスコートなど再整備も進んでいますので、緑が丘スポーツ公園の利便性が向上することで地域一帯が活性化し、さらなるスポーツ振興が図られていくことを期待しております。

(山梨県立八代射撃場について)

志村委員 それでは、よろしくお願ひします。八代射撃場については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、利用率の向上に非常に苦慮されていると承知しています。

利用者の評価については資料でもありました。サンプル数は少ないものの、おおむね高評価となっておりまして、限られたスタッフではありますけれども、その対応に努力をされていると考えております。

そうはいつても、施設の老朽化あるいは機器等の古さもあって、そういった努力だけでは到底施設利用の促進は図れないだろうと考えるわけですが、県としてどのように改善を図っていくお考えか、まずお聞きしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 施設管理の課題につきましては、緊急性や必要性などを総合的に判断しながら引き続き対応してまいります。

利用者数の減少に対応するために、新規の利用者獲得や施設の認知度向上に向けまして、関東近圏の大学等にパンフレットを送付するといった広報活動を展開してまいります。

また、県内利用者への還元及びリピート利用を図るために、県のライフル射撃協会や高校のライフル射撃部、県内の一般利用者を招待し、自主事業である利用者感謝祭を通じましてリピーターの確保に努めてまいります。

志村委員 積極的な姿勢で取り組んでいただけるということで、とにかく期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、公共施設等総合管理計画の個別施設計画において、八代射撃場も県立施設ということで設定されていまして、計画的な改修予定等が記載されているわけですが、エア射場ですとかスモールボア射場のそれぞれに屋根等の予防保全による改修といったことが、計画では具体的に盛り込まれています。実際にどのように実施されているのかをお聞きしたいと思ひます。

渡辺スポーツ振興課長 山梨県公共施設総合管理計画に基づきまして点検等を行って、施設の安全性や劣化状況を十分考慮し、優先順位の高い箇所から計画的に改修を行っているところでございます。

志村委員 承知しました。

選手の数は限られているわけですが、選手の技術ですとか競技力の向上のためにも、国体の施設基準ですとか、ゼネラルテクニカルルールの改訂等に準拠した施設整備を進める必要があると考えています。

国体が間近になったから施設整備するというよりは、段階的にでも早期に、以前から要望が出ています電子標的を導入していただく必要があると私は考えています。これによって、一層、八代射撃場の利用が見込まれるという声もお聞きしていますので、関東圏での大会ですとか練習会も開催できるようになりますし、合宿利用によって地域経済への波及効果も期待されるところであります。そういう意味で、利用促進の起爆剤としても有効である電子標的の整備を県としてどのように進めていくのか、お聞きしたいと思ひます。

渡辺スポーツ振興課長 電子標的の整備につきましては、段階的・部分的な電子標的の導入であっても附帯設備の整備が必要となりまして、多額の経費がかかることから、費用対効果等を鑑みまして対応してまいりたいと思っております。

志村委員 やりますというのはなかなか難しいとは思ひますが、やはり関東一円で見ても、それに静岡等を含めても、だんだん遅れを取っている。非常に首都圏からも近くて地の利がある。しかも、比較的涼しいこともあって八代射撃場に電子標的が入ってくれることを望んでいる選手を初め競技関係者の方々が多くいらっしゃることは繰り返してお伝えしたいと思ひます。何といたってもライフルスポーツというのは、男女ミックスという種目もできましたし、そして車椅子を利用している障害のある方もアスリートとして活躍されている。そういう意味では、ライフルスポーツは共生スポーツという位置づけもできていますし、高齢者もできる生涯スポーツでもある。県としてもスポーツ振興をしっかりと進めていくという中では、今は協会でも体験射撃なんかも取り組んで、小さいお子さんでもライフルスポーツに身近に触れてもらうようなこともやっていると承知していますけれども、そういったことも含めて、ぜひスポーツ振

興の中でライフルスポーツをもう一度見直していただいて、そして施設整備も含めた、今後の充実した県としての管理運営も含めて対応をしていただきたいということ意見を意見として申し上げまして、質問を終わります。

古屋委員 まず、ライフル射撃の全国及び山梨県の競技人口を伺いたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 平成29年度末時点におきましては、全国で7,283人、山梨県では133人でございますが、令和3年度末時点では、全国で6,886人、山梨県では94人となっております減少傾向でございます。

古屋委員 いずれにしましても、コロナの関係があり、周りのさまざまな環境に影響があると思いますが、ふえていないということについては大変残念だと思います。したがって、先ほど志村委員からもお話がありましたように、利用率アップ等に向けた対策をしっかりとやっていただきたいと思います。令和4年度の事業展開について、御見解があれば伺いたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 利用率アップに向けての対策につきましては、先ほど申しましたが、関東近圏の大学等にパンフレットを送付し、高校の部活に働きかけるといった広報活動を引き続き行ってまいります。また、県内の一般利用者を含めて関係者を招待する中で、利用者感謝祭の自主事業も引き続き行ってまいります。

古屋委員 利用率については先ほど言ったように、そういった状況もあると思いますけれども、何といたっても38年経過したあの施設をしっかりと整備することが、利用率アップにつながると思います。とりわけ、山梨県公共施設等総合管理計画の中で、プライオリティーをつけてやっていくということですが、県として率直なところ、計画に基づいて本年度実施する具体的な内容について御見解を承りたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 本年度につきましては、エアーライフル射撃場の屋根の防水工事を実施する予定でございます。

古屋委員 最後に、いずれにしましても、一方では、管理捕獲従事者等の研修施設あるいはライフルの射撃建設施設が韮崎に、恐らくことし8月ごろまでに設計を終えて、具体的に事業化が図られるということでございますが、そういった動きの中で、この八代射撃場についてもしっかりと御検討いただいて、今後の国体あるいは山梨のスポーツ振興、人口、いわゆるライフル射撃競技の人口がふえるような対策をしていただきたいと思います。私の意見といたしますか、思いを少し語らせていただいて発言にさせていただきます。

長澤委員 私の周りで射撃競技をする人がなかなかいないですし、いざ射撃競技を始めましょうと思う人もあまりいないと思うのですが、こういった競技人口が少ない中で、普及啓発の取り組みについて伺いたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 指定管理者といたしましては、新規の利用者獲得や施設の認知度向上に向けて関東近圏の大学等にパンフレットを送付するといった広報活動を行っているところでございます。

また、県内利用者及びリピート利用を期待しまして、射撃協会や高校の部活動等の方を招いて利用者感謝祭を年1回実施しております。

県といたしましては、6歳から15歳のジュニア層の発掘、育成をするため

に、ジュニアアスリート・トータルサポート事業費といたしまして、県ライフ
ル射撃協会に対して補助を行っているところでございます。

長澤委員 ぜひ県内に競技人口をふやしていただければと思います。
次に、細かい改修計画はあるのですが、かなり施設が老朽化しているという
ことで、思い切って大規模改修をするという計画について伺います。

渡辺スポーツ振興課長 先ほど申しましたが、山梨県公共施設等総合管理計画に基づきまして
点検等を行って、施設の安全性や劣化状況を十分考慮いたしまして、優先順位
の高い箇所から計画的に改修を行ってまいります。

長澤委員 もうすぐ次の国体の誘致が来るとは思いますけれども、そのころに徐々に改修
するよりも、思い切って改修したほうが良いと思いますけれども、国体までに
どのように改修、整備する考えかを伺います。

渡辺スポーツ振興課長 次期国体に向けました県立スポーツ施設の整備や改修につきましては、
国体の先催県における整備事例やその後の利用状況なども十分調査した上で適
時に検討してまいります。

(公益財団法人山梨県スポーツ協会について)

向山委員 昨年6月の総務委員会でも質問させていただきましたが、会長の交代につい
ての部分で何点かお伺いいたします。

長崎知事が、昨年会長を辞職した理由として、山梨県スポーツ推進条例の制
定、また、指定管理者制度における利益相反の可能性について、知事自身が言
及されました。個人的には、長崎知事の御判断自体は、県民にとって明確でわ
かりやすい形であり、賛同いたします。

そこで、会長交代に関して、長崎知事が発表する前も後も含めて、どのよう
な議論を経て決定したのかを、ここで確認をしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 山梨県スポーツ推進条例の趣旨を踏まえまして、山梨県スポーツ協会
の自立性や主体性をより一層高めるために、知事職にある者として会長を辞す
ると、山梨県スポーツ協会の理事会の席上において知事より説明がありました。

向山委員 理事会の前にどのような議論があったのかをお伺いしたいのですが。

渡辺スポーツ振興課長 理事会の前の議論につきましては、今ここに資料がございませんので、
後ほど確認させていただいて報告させていただきます。

向山委員 先ほども言いましたけれども、私自身は指定管理者を受ける協会、あるいは
その会長充て職について、いわゆる充て職ではなく、しっかりと会長を選任
するという今回の知事の判断は、県民にとってわかりやすいので賛同するところ
です。しかし、その経過については、委員会のおきもなかなか出てこなか
った部分なので、どういう議論をして、どういう判断で、誰の考えのもとでや
ったのかを御説明いただきたいと思います。

次に、これも委員会のおきに明確な答弁がなかったのですが、スポーツ協会の
御判断でということですが、現状は高野剛会長が務められておりますが、今
後、現職の知事が充て職としてこの会長を務めるのではなく、今回の判断と同
様の考えのもとに協会運営、組織構築を行っていく方針かを確認させていただ

きたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 山梨県スポーツ協会の会長職は、協会から知事に就任の要請がございまして、その都度、理事会で承認をされておりますので、充て職ではないということでございます。山梨県スポーツ協会の自立性や主体性を尊重する中で、今後も協会運営を行っていくものと承知しております。

また、先ほどお尋ねのあった、理事会前における議論でございますけれども、理事会前における議論はなかったということでございます。あくまでも知事個人の判断による発言と承知しております。

向山委員 承知しました。

今、充て職ではないという説明がありましたけれども、そうすると、今後、例えば協会から知事に対して就任要請があった場合は、そこで就任することもあるという認識でよろしいのでしょうか。

渡辺スポーツ振興課長 その都度の判断になりますけれども、委員御指摘のとおりだと思います。

向山委員 その際に、山梨県スポーツ推進条例との関係性は、どのように精査して、そういう場合は就任をお願いする形になるのでしょうか。

渡辺スポーツ振興課長 その都度、スポーツ推進条例の目的に照らし合わせて、適切かどうかを知事御自身が判断されるものと理解しております。

向山委員 承知しました。

その都度、その時々を知事の判断で就任されるということを理解しましたが、何よりもスポーツ協会というのは、ほかの競技団体、バレーボール協会もサッカー協会もバスケットボール協会もそうですが、トップがかわると、スポーツ全体の活性化につながる場所が多くあると思いますので、今、高野会長が務められていますが、その中でいろいろな部分で経営手腕、政治判断や行政判断も含めて発揮していただく中で、会長というのは非常に重要なポジションですので、引き続きスポーツ協会の方々ともいろいろと議論をしながら、会長職また役員の部分についても、いい形になるように取り組んでいただきたいと思います。

(山梨県小瀬スポーツ公園について)

乙黒委員 初めに、コロナ禍もあって利用者は減少している状況があります。その中で公園の利用者をふやすための施策についてお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 利用者増の取り組みについてですが、まず体育館や陸上競技場などを活用した各種のスポーツフェスティバル、健康づくり教室等の実施に加え、きめ細やかな対応としまして、365日営業のもと、施設営業時間の延長や施設の空き情報のメール配信、また、武道館トレーニング室における車椅子対応機器の導入などを行っております。さらに、利用者アンケートや利用者モニターの声、施設運営における利用者とのコミュニケーションの中で得られますニーズを随時くみ上げまして、公園の運営管理にフィードバックしていくことによって、利用者の増加に取り組んでおるところでございます。

乙黒委員 スポーツジムの運営やスポーツ教室等のイベント等を積極的に開催していると。そうした中、既存施設を活用した委託事業や自主事業の工夫によって利用者の増加が期待されているところだと思っておりますが、そうしたイベントにおける告知方法について、どのような取り組みを行っているのか、詳細をお伺いします。

五味都市計画課長 まず、実施している事業を県民に広く知ってもらうための取り組みとして、SNSや紙媒体などを使って、世代や目的に合わせた情報発信を行っています。また、ホームページやインスタグラム、メールマガジン、関連スポーツ団体との情報網、あとは地元の地域回覧版といったものの活用等を行っています。さらに、チラシを作成して、学校や公共施設、ショッピングモール、コンビニ等において配布を行うことにより、より多くの県民への周知を図っているところでございます。

乙黒委員 今回、いろいろと調査をする中で、さまざまなイベントやいろいろな取り組みをしていることは我々に十分伝わりましたが、やはり県民にそれがしっかり届いて、利用者増につなげていくことが重要だと思いますので、そうした告知方法についても、常に精査して進めていただきたいと思います。

最後に、県内最大のスポーツ公園である小瀬スポーツ公園において、やはり県民のスポーツへの関心を高め、スポーツ関係者へサポートしていくということも重要な役割であると思っておりますが、そうした部分の施策について、どのような取り組みをしているのかをお伺いをします。

五味都市計画課長 県民のスポーツへの関心を高めることにつながる事業としまして、これまで各種スポーツ教室、スポーツフェスティバルの開催、プロスポーツイベントの誘致などを積極的に行っております。

また、スポーツ関係者へのサポートとしましては、各種スポーツ教室やスポーツイベントにおいて、関連する競技団体などとの連携や協力を図る中で実施、外部講師を招いてスポーツセミナーを開催、スポーツ関係者の学びの場を提供するなどの事業を行っています。

今後は、これらの事業を継続的に実施していくとともに、さらなる県内のスポーツ振興を図るため、大学や民間企業との連携協力によって生涯スポーツの推進やアスリートの人材育成にも力を入れていく計画となっております。

乙黒委員 答弁ありがとうございます。

こうした部分をしっかりと精査していただいていることは十分に伝わってくるのですが、ほかの委員と質問の内容がかぶってくるので、ここでは質問しませんが、やはり、スポーツ振興局ともしっかりと連携を深めながら、県民のスポーツ振興につながるような運営をしていただきたいと思います。

鷹野委員 今、乙黒委員から質問があった内容で、お答えもいただいたところではありますけれども、少しお話しさせていただきます。

緑が丘スポーツ公園、また山梨県小瀬スポーツ公園、そして山梨県富士北麓公園それぞれ、設置根拠とする法律は都市公園法、山梨県都市公園条例ということで、3つとも同じです。また、設置目的も主要業務も全く同じという前提の中で質問させていただきます。

所管課は、県土整備部都市計画課であります。設置目的は、基本的に大きく分けて3つあり、都市公園の機能を資するハード的なものと、あとはスポーツの場を提供、スポーツに親しむ機会を提供ということ。業務内容については5

つありまして、公園の機器の維持管理、有料施設の利用承認、3、4、5はどちらかというハードではなくソフト面ですね。スポーツ振興のための催しを実施、講演会の実施、県が実施する大会への協力ということ。それらの設置目的や主要内容を進めるに当たり、指定管理者に対して施設所管課の評価を見ますと、ほぼハード面が主体の内容で、仮にソフト面のスポーツ振興に関する部分だとかかなり内容が薄いように私は感じております。

そこで、施設評価をもとに適切なスポーツ振興的指導が、果たして県土整備部の立場で本当にできるのかと思っております。そんなことを踏まえまして質問をいたしたいと思えます。

五味都市計画課長 御質問のとおり御指摘がありました。今の指定管理者は、県内のスポーツ振興を目的としている山梨県スポーツ協会というところで、そのスポーツ協会に対して、業務のモニタリングの一環であります意見交換や現地確認を通じていろいろな意見を聞く中で、指定管理業務において実施しているスポーツ振興関連業務の計画、あとは履行状況の確認を行っておるところでございます。

先ほどもお話があったのですが、今後も引き続き指定管理者であるスポーツ協会、あとはスポーツ振興局とも協力しながら、スポーツ振興につながるような業務を進めてまいりたいと考えております。

鷹野委員 済みません、事前の質疑内容にはございませんが、1つだけお話しさせていただきます。

そうすると、所管はどこでもいいという格好の話になってくるかと思うのですが、その辺はどうですか。

五味都市計画課長 現在は、私ども都市計画課でやっておりますが、その辺も含めて、スポーツ振興局とは今後検討していきたいと思っております。

志村委員 コロナウイルス感染症の影響によって、小瀬スポーツ公園も利用者ですとか、屋内外の施設の利用者が減少する中で、令和3年度も前年度あるいは前々年度並みに修繕費の支出がありました。この具体的な修繕内容について、まずお伺いします。

五味都市計画課長 状況説明書の資料4ページを御覧いただけますか。こちらの修繕費のところになります。主な修繕内容につきましては、通常の利用者数に左右されずに、定期的な修繕が必要なものになっています。令和3年度の具体的な修繕内容は3ページに記載してあります陸上競技場の夜間照明設備、ランプ取りかえ、体育館屋外の床タイル修繕、体育館煙突の西側排煙窓修繕、これ以外に、主に水泳場の照明設備の取りかえ、武道館の汚水ポンプ場の汚水ポンプの取りかえ、野球場のベンチ横鉄製扉の修繕、あとは園内の憩い広場トイレ排水ます等の取りかえなどを行っているところでございます。

志村委員 承知いたしました。

こういう施設は、どこの施設もほぼ似たようなところがあって、利用があってもなくても年数が経過してくると修繕が必要になってくるということで、この点については逆に利用者が少ない中でも修繕を重ねて、しっかりと快適に使っていただけるような公園施設を維持管理されていると理解をしたいと思えます。

次に、燃油価格の高騰の影響も当然考えられるわけですがけれども、令和3年度については、令和元年度と比較しまして、6割程度利用実績が減少というこ

とで少なくなっているのですが、燃料費は令和元年度よりも支出額が増加しているということです。この要因をどのように分析されているのでしょうか。

五味都市計画課長 こちらも状況説明書の4ページを御覧いただけますか。この燃料費のところになりますが、燃料は主に灯油でありまして、主な使用としますと体育館、武道館の冷暖房、アイスアリーナの製氷になります。使用量につきましては、利用者は少なくとも施設は通常営業しているため同程度を使用する必要があります。

また、猛暑による熱中症対策やコロナ禍により換気しながらの冷暖房使用がふえたこと、世界情勢の影響による燃料の高騰が重なったことにより、燃料費については令和元年度を上回る実績となっております。

志村委員 承知いたしました。

燃料の供給源となる燃料をどうするかというのも、今後は考えていかないといけないのかなと感じた次第です。

3点目として、部局審査でも触れましたが、外部委託費が年々増加しているということで、この要因をお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 部局審査のときも質問がありまして、その後、追加資料を出ささせていただきましたが、主に運営サポート業務の増加によるものであります。ミズノが運営サポート業務を実施していますが、各種イベントの実施回数の増加によって、正社員やパートナースタッフの増員が外部委託費の増加の主な要因になっております。

志村委員 承知をいたしました。

運営サポート業務に関しての費用ですけれども、昨年度、令和元年度に比べて140%の増加ということで、この人件費の内訳をお聞きしたいと思います。正社員とパートナースタッフということで、それぞれの人件費の平均額はどれくらいかということと、それから、人件費を除いた部分の事業費は、運営サポート業務のうちどれくらいのボリュームになるのかをお聞きしたいと思います。

五味都市計画課長 令和3年度の運営サポート業務費は7,177万9,620円、このうち人件費は5,555万7,000円余りになっております。人件費の内訳ですが、正社員が4人で2,813万6,000円、パートナースタッフが14人で2,742万1,000円余りとなっていて、合計は、先ほど申しました5,555万7,000円余りという金額になっております。

対しまして、令和元年度になります。こちらの運営サポート業務費ですが、5,051万812円、このうち人件費は3,621万6,000円余りとなっております。こちらの内訳ですが、正社員が2人で1,412万円、パートナースタッフが9人で2,209万6,000円余りということで、先ほど申しました人件費は、合計で3,621万6,252円になります。

続きまして、正社員とパートナースタッフそれぞれの人件費の平均額ですが、まず令和3年度の人件費の平均額が、正社員1人当たり約703万4,000円、パートナースタッフ1人当たり約195万9,000円になります。令和元年度の平均額ですが、正社員1人当たり約706万円、パートナースタッフ1人当たり約245万5,000円になります。

続きまして、人件費を除いた事業費でございますが、まず令和3年度は、運営サポート業務費のうち人件費を除いた額は1,622万2,000円余り、

令和元年度につきましては、同様に1,429万4,000円余りということになります。

志村委員

細かく御答弁いただきまして大変よく理解できました。

事業もふえていますし、人員もふやしているということですので、運営サポート業務が増加している状況がよくわかりました。

ミズノは、県の施設だけでなく、市の施設などでもされていたりして、非常に若いスタッフも多いので、そういう意味ではパートナースタッフの方々はフレッシュな方が多いのかなという印象も受けます。民間のジムと違って、公の施設で提供している健康増進のサービスというイメージでいくと、いろいろな意味で工夫を凝らしていただく取り組みをしていただきたいと感じた次第です。

最後に、令和3年度については、状況説明書には収支差額が発生し、県への納付金が412万円ほど出ています。これはどのような理由かお聞きしたいと思います。

五味都市計画課長 この納付金ですが、令和3年度当初に、コロナ関係ということで、施設利用の制限による利用料の収入減、感染症拡大防止に必要な消耗品の増加といった新型コロナに対応した事業計画の見直しを行ったことによって委託料の変更の増を行っております。

この事業計画の見直しを行った場合のルールとしまして、この見直しというのは、あくまで過去の実績を踏まえた上での想定ということですので、年度末の精算時に計画を上回る収益が生じた場合は、その収益の半分は指定管理者の経営努力、残る半分は不確定要素ということで利益とみなし、その利益の半分を県へ納付するというようにしております。このことにつきましては、県の統一ルールとなっております。

志村委員

承知いたしました。

たしか、ほかの施設でも追加委託して交付した分について、そのようなことがあった場合はバックするというのもお聞きしましたので、この納付金がそういう性質のものだということがよく理解できました。

いずれにしても、小瀬スポーツ公園は山梨県の中では最も規模が大きく、そして県民の多様なスポーツに対応した利用、あるいは、それ以外の日常的な県民の皆様の憩いの場としても使用される公園ということで理解しておりますので、引き続き施設管理も含めて公園の管理、充実を図っていただきたいと申し上げまして質問を終わります。

向山委員

今、志村委員からも質問がありましたけれども、原油高等の影響によりまして、光熱水費の負担が大きくなっているのは承知しております。部局審査でも資料を出していただきまして、光熱水費、燃料費が令和元年度と比べて直近1年は9.7%と、1割ほど増加しているということです。

燃料高が落ち着く気配が見えない中で、今後どのように対応していくのかお伺いするとともに、特に、小瀬スポーツ公園はアイスアリーナもありますので、素人目に見ても、アイスアリーナはいろいろな部分で燃料費がかかるのではないかと感じておりますけれども、必要に応じて山梨県からの補助制度なども検討するべきと考えますが、御見解をお伺いします。

五味都市計画課長 指定管理者の経費削減策としましては、まず施設内の供用部の照明の利用に支障のない範囲で間引きの消灯を行う、またクラフトタワーという施設があるのですが、天候や時間帯に応じた噴水の運転調整、さらに冷房の設定温度の

調整や扇風機の併用など、できる限りの対応を行っているところであります。

今後も、長寿命化に合わせた電気のLED化や施設更新時に省エネタイプを導入するなど、経費削減に努めてまいります。

小林行政経営管理課長 施設全体の光熱水費のお話でございますので、行政経営管理課のほうからもお話させていただきたいと思っております。

委員御指摘のとおり、各施設におきましては、今、原油高の影響によりまして光熱水費の負担が増しているということは承知しているところでございます。このような物価変動などに伴いまして、大幅な費用の増減が発生した場合におきましては、指定管理施設の管理に関する基本協定で、現在募集中の施設におきましては、令和5年度の指定管理者の募集要項に定めがございまして、県と指定管理者の間で委託料の変更協議を行うことが可能となっております。

今後の各施設の光熱水費の状況も注視しまして、指定管理委託料の変更協議の必要性を検討していきたいと考えております。

向山委員

ありがとうございます。

指定管理者の皆さん、それぞれ場合によって、状況によって変わってくるところがあると思っておりますので、ぜひ、いろいろな部分で目を配っていただきたいと思います。

次に、新たな収入源としてネーミングライツが、競技施設ごとにあると思うのですが、公園名全体に対するネーミングライツを検討すれば、収入源になるのではないかなと考えておりますけれども、御見解をお伺いします。

五味都市計画課長 ネーミングライツにつきましては、県有施設全般に係るものであるもので、所管が資産活用課になっております。資産活用課に確認した内容について、私のほうから回答させていただきます。

県のネーミングライツにつきましては、企業が取得しやすくなるよう、学校、庁舎など一部の例外を除きまして、県有施設全般の全部または一部にネーミングライツの導入を自由に提案できるという、いわゆる募集提案型を採用しておりますので、公園全体に対するネーミングライツの導入も可能となっております。

これまでのところ、小瀬スポーツ公園及び富士北麓公園全体に係るネーミングライツの取得に向けた提案はありませんでした。ただ、今後、提案がなされた場合は、関係課と連携しながら、既にネーミングライツが導入されている公園内の施設との関係につきまして検討する必要があると考えております。

向山委員

承知しました。

ぜひ、指定管理者のスポーツ協会を初め、いろいろな部分と協議をしながら、スポーツに対しての振興条例もできた中で、新しいあり方、収入源という部分も考えていただきたいと思います。

最後に、プールの猛暑対策についてお伺いをいたします。部局審査でも触れさせていただきましたけれども、かつて渡辺委員長を含めて複数の議員と一緒に指摘させていただいて、改善をいただいたケースがあったのですが、さらに暑さが続いていく中で、屋外プール施設の整備改修のさらなる対策を進める必要があると考えています。利用者や利用団体の声を聴き取りながら、最善策が取れるよう取り組んでいただきたいと思いますけれども、見解をお伺いします。

五味都市計画課長 小瀬スポーツ公園には50メートル、25メートル、幼児用と3種類のプールがあります。このうち50メートルのプールサイドにつきましては、令和

元年度に長寿命化の改修工事におきまして、遮熱、赤外線反射性に優れ、足元が熱くなりにくい材料を用いた工法選定施工をしております。25メートルプール及び幼児用のプールサイドにつきましても、今後、長寿命化改修計画において、利用者や利用団体の声を聴き取りながら、暑さ対策を十分考慮した設計等を進めていきたいと考えております。

古屋委員

まず、さきに私が出しました審査意見書の中の重複している部分については発言を避けたいと思います。

経理状況説明書の外部委託費が、小瀬スポーツ公園においては総予算の約40%、富士北麓公園においては約50%と比較的高い割合になっていますが、両公園に共通する事項で、小瀬スポーツ公園に関して伺いたいと思います。

外部委託している業務については、別途業務として県が発注するなどの方法も考えられるのではないかと考えております。外部委託としている主要な業務と、当該業務を指定管理業務の一部としていることの意義について伺いたいと思います。

五味都市計画課長 公園の指定管理業務につきましては、公園内の各施設の有する機能を有機的かつ複合的に活用しまして、各施設の効用を最大限に発揮させる視点のもと、指定管理者に対して公園全体の一体的な管理運営を委託しています。そういったことで公園利用者に対する質の高いサービスの提供や安全性の確保を目指すものであります。

こうした考えを踏まえまして、公園の一体的な管理運営を行うに当たって、専門性が求められる業務に関しましては、業務を受託した指定管理者が総合的に指導・監督・管理する中で、専門技術を有する業者に対して外部委託することも必要であると考えております。

内容についてですが、先ほどの4ページを御覧いただきたいと思います。外部委託している主な業務としましては、先ほどからお話が出ています運営サポート業務としまして、トレーニング室の運営や各種スポーツ教室の指導をスポーツ指導の専門技術者に委託している業務、園内の芝生や樹木の育成管理及び除草作業等を造園の専門技術を持った業者に委託する植栽管理業務、空調ポンプや放送設備、消防設備などの機械電気設備の維持保守管理を専門知識を持った業者に委託する設備管理業務などがありまして、いずれの業務に関しましても高い専門性が求められるものとなっております。

古屋委員

承知しました。

いずれにしましても、一体的な業務運営と専門職的な業務が必要ということで外部委託していくということでございますので、これについては了承いたしました。

2つ目は、小瀬スポーツ公園の特色を生かした自主事業に関して、具体的にどのような内容で行っているのか伺いたいと思います。

五味都市計画課長 小瀬スポーツ公園の特色としましては、各種スポーツ施設が集積しているという利点を生かしまして、例えば、ヴァンフォーレ甲府との共催事業としてサッカースクール、山梨県弓道連盟との共催による初心者弓道教室などを開催しています。また、トレーニング室を活用した事業としまして、山梨学院大学のスポーツ科学部の学生の実習指導を行い、県民の健康体力づくりを担う人材の育成を図っております。

自主事業の推進方針ですが、引き続き各種スポーツ施設が集積しているという小瀬スポーツ公園の特色を活用する中で、イベント企画の誘致、レストラン

や売店事業に加えまして、スポーツ振興という視点から事業提案をしてもらい、公園利用者の増加や利用者のサービス向上に努めていきたいと考えております。

古屋委員 ぜひ、今おっしゃったような内容も含めて、県民の期待に応えるようなスポーツ振興に努めていただきたいと思います。

飯島委員 部局審査のときにもお伺いした案件もありますが、それ以外にもありますので何点かお伺いしたいと思います。

施設所管課による総合的な評価について、利用者からの高い満足度を得られているとの自己評価がありますが、その根拠を教えてくださいたいと思います。

五味都市計画課長 資料の5ページになりますが、こちらに利用者満足度があります。

アンケート調査では、「満足」「どちらかといえば満足」を合わせて96%という結果です。それと、このモニタリングシートには記載がないのですが、利用者からの声というものを根拠としております。

具体的には、「緑がたくさんあってよい」「公園全体がすごくきれいで気持ちよかった」「園内トイレがきれい」「毎回スポーツ教室に参加することでストレスや心身の改善が得られた」「低料金にもかかわらず満足度の高い内容だった、今後も継続してほしい」などの声をいただいているところです。

飯島委員 確かに満足度では、「満足」「どちらかといえば満足」を合わせて96%。説明がありましたように利用者の声も「緑が多い」などあり、とても評価すべきと思います。

一方、これだと回答数が317人ということです。令和3年度は、来園者イコール公園利用者と解釈していいかなと思いますが、106万9,000人何がしているわけです。この来園者や公園利用者等でアンケートに答えてくれた人が、単純に317人となると0.029%。その0.029%の中の96%が「満足」「どちらかという満足」と、つまり1万人に約3人が「満足」「どちらかという満足」と答えている。見方を変えて、回答率については、多分満足していないと思いますが、今後の回答率をアップする取り組みとしては、どのような方法があるのか、考えがありますか。

五味都市計画課長 ただいまの御指摘ですが、部局審査のときも少し話をさせていただきましたが、アンケートで利用者の意見を把握するのは重要なものと認識しています。今後、指定管理者とも相談していくのですが、アンケートの配布方法、例えば、ネットを活用したやり方、アンケート用紙を置いておくだけでなく直接配る、粗品を渡すなど、こういったことであるべくたくさんの意見をいただくことに今後取り組んでいければと考えております。

飯島委員 期待しております。

いろいろな方法があると思いますので、御説明いただいたようにノベルティを渡すとか、積極的にアンケートを答えてもらえるような策を期待したいと思います。

次に、クライミング場の壁面改修工事ほか8件で5億円何がしとありますが、この内訳を教えてくださいませんか。

五味都市計画課長 こちらは資料の3ページの3番の補修工事等の状況にあります。内容ですが、主に施設の老朽化に対する工事となっていて、内訳につきましては、ここに記載してあるクライミング場壁面改修工事以外に照明設備、これはLE

D化の改修工事です。あと水泳スタンド棟の防水工事、武道館の空調設備の改修工事、水飲み場やベンチといった休憩施設の改修工事、野球場のブルペンほか、これもLED化ですが、照明の改修工事。あとは屋外トイレ、これは小便器の更新や手洗い場の自動水洗など、こういった屋外トイレの改修工事。あとは公園施設の蛇口の改修工事といったもの8件ということになっております。

飯島委員

ありがとうございます。

もちろん、それぞれが必要で、特にLED化とかはよくわかりました。

クライミング場というのは、本県の公共施設の公園だと、小瀬スポーツ公園だけですか。

五味都市計画課長 済みません、今、小瀬スポーツ公園以外が手元でわからないので、調べて回答するようにします。

飯島委員

次に進みます。

防災拠点としての位置づけも重要だと思います。昨今、いろいろな災害があって想定外という場面が多いのですが、防災拠点としての位置づけの機能アップ、レベルアップも必要かと思います。もし取り組んでいるのであれば、どういう取り組みをされていたかお伺いします。

五味都市計画課長 防災拠点としまして、これまで多様な機能の集積を図ってきております。これまでの取り組みとしましては、マンホールトイレの整備、緊急車両の進入路の整備を実施しておりまして、今後は非常用発電機、受水槽の増設、災害時に使用できる夜間照明の設置を進めていく予定であります。

飯島委員

楽しむ場所ですが、地震とか台風とか、命に関わる問題が起ころうかと思えますので、さらなる充実をお願いしたいと思います。

最後に、障害者に対してスポーツの場を提供するというところに特化して考えた場合、具体的にどんな取り組みをされてきたのでしょうか。

五味都市計画課長 取り組みに関しましては、ハード面とソフト面があります。ハード面の取り組みとしましては、武道館のトレーニング室に車椅子のまま使用できるトレーニングマシンを設置、園路に木の根が張ることによって段差が生じたため、そういったものの解消、インターロッキングの修繕、障害者対応の陸上競技場シャワールームの改修、車椅子対応の園内電話ボックスの改修に取り組んでおります。ソフト面の取り組みとしましては、障害者を対象としたバスケットボール大会の開催、あとは障害者団体が実施する大会の際の協力体制としまして、陸上競技場での車椅子用の仮設スロープの設置やエレベーターへの誘導、車椅子の貸出しに取り組んでいるところでございます。

飯島委員

ありがとうございました。

先ほども話題になりましたが、山梨県スポーツ推進条例が昨年3月29日に公布されたと記憶しています。この条例の3条の2号に、スポーツを楽しむ環境づくりとして「全ての県民が世代及び障害の有無にかかわらず、安全にスポーツを楽しむ環境づくりを図ること」とあります。まさに、小瀬スポーツ公園は、本県のスポーツの伝道という位置づけとして皆さんも期待していますので、これからさらなる御尽力をお願いしたいと思います。

五味都市計画課長 先ほどのクライミング場の話ですが、スポーツタイプのものは、県内では

小瀬スポーツ公園だけになっています。

(山梨県富士北麓公園について)

鷹野委員

今の質疑等を聞いていまして、都市計画課長がスポーツ課長に見えてきました。そういう中で、同じ質問であります。

特に、富士北麓公園はラグビーワールドカップや東京オリンピックのときの事前合宿で使用し、県内でレガシー的に残るところはそこくらいかなと思っています。そういう中で、この事業評価の6ページ辺りにレガシーの表記等もありますけれども、本来、レガシーとして残すための内容の記述があってもいいのかなと思っています。

そこで、同じような質疑になりますが、スポーツ振興局と都市計画課でどこまで踏み込んで、特に都市計画課からすると、内容的にはスポーツ振興的な内容が非常に多く見受けられるわけがありますけれども、すみ分けをしながらどのようにスポーツ振興の指導をしていくのか。また、今後どう取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 先ほど小瀬スポーツ公園でも出たと思うのですが、スポーツ振興ということで、今後も引き続き指定管理者であるスポーツ協会、あとはスポーツ振興局と協力しながら、スポーツ振興につながるような業務を進めてまいりたいと考えております。

鷹野委員

承知しました。

いずれにしても、それぞれの部局が協力して、連携を取っていただきたい。今の所管は十分わかっていますが、本来あるべき姿ではない中でやっていることに、私は違和感を持っています。

今の段階では連携を取ってやっていただくしかないのかなと思っていますが、今、本当にスポーツは非常に重要な立ち位置であると思いますので、今後ともこの施設を生かすことを一生懸命やっていただければと思っています。

向山委員

私も小瀬のスポーツ公園と重複するところがありますので、先ほど御答弁いただいた内容で十分、富士北麓公園にも共通するところがあると思います。意見として1点だけお伝えさせていただきます。

小瀬スポーツ公園同様に、富士北麓公園も、冬場を含めて燃料高騰によって大変な部分があると思いますので、補助制度を含めて、いろいろな部分でサポートできるような体制をつくっていただきたい。また、ネーミングライツに関して、もしかしたら小瀬スポーツ公園よりも富士北麓公園の需要が高くて、県外の企業も含めて興味を示すところがあるかもしれませんので、いろいろな方法で、いろいろな企業にアプローチしているとは思いますが、情報発信も含めて、他部局と連携して取り組んでいただきたいと思っています。

古屋委員

富士北麓公園内の屋内練習走路、富士ウッドストリートについて質問いたします。

私は、この施設が建設される当初から視察させていただきました。130メートルの走路が5レーン、御案内のとおり、砂場あるいは棒高跳び用の突き箱などが供えられたCLTパネル工法ということで、当時の富士急行建設株式会社と共同事業体が3億4,800万円の事業費で、平成30年8月3日に一般供用を開始してちょうど4年がたつわけです。

その屋内練習場の利用実態と、今の課題について伺いたいと思います。

五味都市計画課長 今、委員から御指摘のありました供用開始後の利用実態ですが、利用人数と稼働率について御説明いたします。

平成30年度は利用人数が1,748人で稼働率が29%、令和元年度は利用人数が2,309人で稼働率が52%、令和2年度は利用人数が2,376人で稼働率が52%、令和3年度は利用人数が2,548人で稼働率が70%となっております。

現在、この屋内練習走路の利用者層が、主に合宿利用、あとは地元の部活動、クラブチームの練習に限られておまして、利用者ターゲットを広げていくことが課題と考えております。このため、指定管理者主催のスポーツ教室の参加者や陸上競技場利用者への周知、ホームページやインスタグラム等を活用したさらなる広報によりまして、利用者層を拡大していくことを考えております。

古屋委員

ありがとうございました。

今、御答弁いただいた内容では、大体2,300人台で推移しているわけですが。ことしの屋内練習場の予約状況を4月以降見てきましたら、4月から7月までが大体2、3日、8月に入り関東中学校サッカー大会などがあって6日間、9月以降は全く入っていないといった状況にありまして、当時は全国的にも珍しい施設を建設しましたが、実態としては、このような状況になるわけでありまして、先行きが少し心配になりますので、御答弁いただいた内容を踏まえて、しっかりと利用拡大に努めていただきたいと思います。

2つ目ですが、ことし、陸上競技場第二種の公認改修事業費ということで4億1,000万円投じて整備されたわけですが、事業目的及び事業効果を今後どのように生かしていくのか伺いたいと思います。

五味都市計画課長 改修工事の内容につきましては、まずトラック全体の全天候型の舗装、トラック内側の側溝と縁石、走り幅跳びなどの踏切板ボックスの改修、タイム計測用の電気ケーブル施設の改修などになっております。いずれも、日本陸上競技連盟が定める規則や仕様等を満たすよう、設計値、規格値を定める中で、施工管理をしっかり行いまして、同連盟の検定員による検討確認を経た上で工事を完成させております。

事業目的、事業効果につきましては、スポーツ振興課から回答させていただきます。

渡辺スポーツ振興課長 事業目的ですが、富士北麓公園陸上競技場については、陸上日本代表を初めとした合宿やワールドトライアルといった大会等で利用されてきたところがございます。公認陸上競技場でなければ記録が正式に認められる公認大会が開催できないため、引き続き公認の陸上競技場として利用していただけるよう、公認の更新のために必要な改修工事を行ったものでございます。

今後は、陸上競技の大会や日本代表の合宿等で利用していただけるよう、引き続き有効活用に向けて、事業効果が発揮されるよう有効活用に向けていきたいと考えております。あわせて、富士北麓地域の陸上競技の拠点として、地域の方々にも利用していただきたいと思いますと考えております。

古屋委員

ぜひ、富士北麓という特色を生かした地域でございますから、特に、この夏の時期を含めて、先ほど質問いたしました練習路の活用なども含めて、そういったスポーツ振興に引き続き総合的にやっていただきたいと思います。

※ 公益財団法人小佐野記念財団【知事政策局】、山梨県立防災安全センター【防災局】、一般財団法人山梨県地場産業センター【観光文化部】関係

質疑

(公益財団法人小佐野記念財団について)

笠井委員 まず、小佐野記念財団の令和3年度基本財産中で、定期預金から移された投資有価証券の内容と償還年限、利率を教えてください。

羽田国際戦略グループ国際戦略監 令和3年5月に、大和証券株式会社より第146回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券を購入いたしました。償還期限は10年、利率は年0.155%でございます。

笠井委員 わかりました。

年限によって利率も変わるようではありますが、預金で置いておくよりは、こうした有価証券のほうがリターンが大きいということで承知いたしました。

次に、基本財産中の地方公共団体金融機構債券があるようではありますが、国内債と国外債があるようですが、この割合はいかほどでしょうか。

羽田国際戦略グループ国際戦略監 全て国内債でございます。

笠井委員 承知いたしました。

最近、アメリカの金利が上がってきているようですので、金利差も踏まえて、そういったことも考えられたのかなと思ったのですが、全て国内債ということで、為替のリスクもございまして、何よりも確実なリターンが必要と思われまので、内容について承知いたしました。

(山梨県立防災安全センターについて)

志村委員 防災安全センターに関しては、部局審査でも質疑させていただき、これまでに予算や決算の特別委員会でも取り上げてきました。センターとしては非常に期待をしている、県民の安全安心のために充実を図っていただきたい施設であるということを、まず申し上げて、質問したいと思います。

まず、指定管理者委託料について、確認の意味でお聞きしますが、全額、防災安全センターの管理運営に充てられているという理解でよろしいでしょうか。

伊藤防災危機管理課長 指定管理委託料につきましては、実際にかかった運営費と収支差額を除き、防災安全センターの管理運営に全て充てられているところでございます。

志村委員 毎年、収支差額が出ていると思うのですが、これについては、どのような処理をされているのでしょうか。

伊藤防災危機管理課長 指定管理者の更新等に関する基本方針におきまして、委託料は基本的に精算しないと規定されているところでございます。

また、指定管理者との基本協定書におきましても、管理業務の実施に要した費用と委託料の額との間に差額が生じた場合であっても、増額または減額しないものとしているところでございます。

具体的に申しますと、収支に剰余が発生した場合には指定管理者の収入となり、逆に収支に不足が生じた場合でも県費による補填は行わず、指定管理者の

負担により対応することとなります。

志村委員

承知しました。

そういう意味では、非常に施設運営にいろいろと工夫しながらやっていけないといけない施設であるということが理解できました。

具体的なところをお聞きするのですが、防災安全センターの中には指定管理者である山梨県消防協会が入っていますが、防災安全センターの光熱水費について、消防協会が支弁する光熱水費と分けているのか。分けているとすれば、どのような形で分けているのかお伺いします。

伊藤防災危機管理課長 防災安全センターの光熱水費につきましては、指定管理者である山梨県消防協会の職員全員が指定管理業務に携わっているところでございます。そのほとんどがセンターの管理運営に必要な経費でありますことから、光熱水費につきましては、その全額を指定管理委託料から支出しているところでございます。

志村委員

それでいいのかどうかということもあると思うのですが、全員が指定管理に携わっているということになると、後の質問で言いますが、役割分担というか、指定管理者は指定管理者、指定管理施設は指定管理施設という切り分けがわかりにくくなってしまおうという感想を持っています。

そうはいいまして、防災安全センターも年数がたって、展示等の充実を図っていただきたいと前々から都度言われていますので、そういうことも含めて、改修や長寿命化等は、公共施設総合管理計画の個別施設計画で設定はされているわけですが、これについて実施状況をお伺いしたいと思います。

伊藤防災危機管理課長 現在の防災安全センターは、昭和57年4月に設置された建物でございます。長寿命化計画に基づきまして、目標使用年数を80年とさせていただいておりまして、それに向けまして、計画保全部位・設備について、計画的に改修を実施していくこととしているところでございます。

建築基準法及び消防法に基づく法定点検を実施しますとともに、建築部位・設備の劣化状況に応じて改修を行うこととしているところで、令和2年度には空調設備の改修を実施したところでございます。

志村委員

承知しました。

防災安全センターの展示も大分工夫されて、センター長を初めとして、努力されているということですが、もともとは地震を想定している、防災という考え方から始まっていますので、火災とか水災とか、いろいろ複合的な災害に対しての啓発なり関連展示も必要になるのではないかと思います。そういう意味で、どのように充実を図っていくのかということが課題ではないかと思っています。

あわせて、先ほど少し申し上げたように、消防協会と防災安全センターの事務機能について、人的な面でも予算的な面でもより充実を図っていただきたい。

そういう中であっても、役割あるいは機能を分担していることが明確になっていないのではないかという印象が私にはありまして、この辺をどう明確に分担させていくか。どのように充実を図って、あるいは、指定管理者と指定管理施設の役割、機能、分担を明確化させるのか、この点についてお伺いします。

伊藤防災危機管理課長 まず、展示の充実についてからお答えいたします。

近年の災害の状況や住民の関心を踏まえまして、災害事例のパネル展示や講

義内容の見直しを実施していきますほか、利用者ニーズに合わせた出張講座の拡充など、防災安全センターの機能を充実させていきたいと考えているところでございます。

また、現在、山梨県防災拠点整備基本構想の見直しの検討を行っておりますので、その中でも方向性を検討していきたいと考えているところでございます。

次に、消防協会と防災安全センターの事務機能の充実についてでございますけれども、防災安全センターは、県民に対する防災意識の向上や災害時の対応といった防災教育などの役割を担っており、消防協会は地域防災の中核的人材となる消防団員の確保やサポートといった役割を担っているところでございます。

こうした役割分担は、指定管理者である消防協会の中で、事務分掌等を明確にする中でしっかりと分けているところでございます。その中で、特に、防災安全センターの機能強化を図るためには、消防協会の強みを生かした管理運営が重要になると考えるところでございまして、このような管理運営ができますよう、県といたしましては、これまで以上に業務に積極的に関与することにより、センターの取り組みをより一層進め、ひいては地域防災力の向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

志村委員

承知いたしました。これは一朝一夕ではなかなか行かない面もあると思います。そうは言いましても、きょうも消防協会の方がいらっしゃっていますが、消防協会として、指定管理者としてやっている以上は、防災安全センターのホームページ等があって、そこで情報を出していただいて、県民にわかりやすくしていただいておりますが、一方で、消防協会自体の財務情報を含めた情報はウェブで探しても出てこない。私たちは、こうやって説明を受ければある程度理解できるのですが、県民の皆さんに消防協会、消防団活動をしている人は消防協会をある程度理解できるとしても、そうでない方に対しては、今、県庁のサイト内の1ページで消防協会を紹介しているだけです。例えば、役員情報や財務情報のようなものを、きちんと消防協会として充実していただくことを、施設の管理者である県が、指定管理者である消防協会に対して、そういったことの充実を図ったほうが良いと伝えてほしい。

その部分も含めて、やはり防災安全センターの機能強化を図っていただき、指定管理をしていただいている消防協会自体いろいろとありましたが、これから県民の皆さんの安全安心のために、協会としての姿勢、あるいは役割をしっかりと果たしていただくと、そういう指定管理者に今まで以上に進化していただきたいという思いを持っています。

くどいようですが、防災安全センターは、県民の安全安心を守っていただく、その意識を醸成するための重要な施設でもあり、そして、お年寄りからお子さんまで、そこを利用していただくことで県民の防災意識の高まりに一役買っていただく施設だと思っておりますので、これからはしっかりと機能充実していただくことを最後に意見として申し上げて終わります。

向山委員

防災安全センターについては、予算を見ても、限られた財源であるということは重々承知した上ですが、ARやVRを活用した施設整備を行いながら、今の時代に即した防災安全対策を、教育を行っていただきたいと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

伊藤防災危機管理課長 災害リスクに対する意識の向上を図るためには、災害の恐ろしさを実際に経験・理解することが有効であると考えているところでございます。

これまで、パネル展示や起震車といった実体験をもとにした展示・講座を行

ってきておりますが、委員御指摘のとおり、最近ではVR、ARといったリアルとバーチャルを融合した災害体験が身近なものになってきております。こうした最新技術につきましても、他県の自治体の導入事例等を調べるなど、今後研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

向山委員

ぜひ、お願いしたいと思います。

今、いろいろな部分で、子供たちもスマホを持ったりして、新しいものに触れる機会は子供たちのほうが多いと思いますので、そうしたときに、昔ながらのパネル展示とかもいいと思うのですが、なかなか興味関心を引くことが難しい部分も出てくると思います。以前、会派で視察に行った広島県では、予算はそれなりにかかってしまうのですが、そこら辺はいろいろな補助制度や国の補助金なども活用しながら、できるところは、ぜひ取り組んでいていただきたいと思っております。

加えて、2点目ですが、水害対策の質問も部局審査でさせていただきましたが、近年の線状降水帯とか大雨洪水警報等も含めて、今、関心が高まっている中で、地震よりもむしろ水害対策に関心が高まっていると感じているところであります。水害対策に関する施設整備を強化して、より強力に、防災という面で水害への取り組みを積極的にセンターから発信していただく取り組みが必要じゃないかと考えますが、御見解をお伺いします。

伊藤防災危機管理課長 近年では、毎年のように、全国のいずれかの地域で大雨による災害が発生している状況でございます。こうしたことには、日ごろからの備えが大変重要になってまいります。

このため防災安全センターでは、ソフト事業として、防災マップづくりや災害時における避難所の運営を想定した訓練や、地域で起こり得る水害などの災害リスクをしっかりと把握できるような講座を行っているところでございます。

また、VRやARの展示体験について今後研究していくほか、災害事例のパネル展示等の充実を図っていくなど、災害への備えや避難行動につなげていただけるよう、住民の関心に合わせた情報発信を積極的に実施してまいりたいと考えてございます。

向山委員

県だけじゃなくて、指定管理者の皆さんともしっかり協力しながら、市町村ごとの取り組みにも結構差があるところだと思います。甲府市は、学区単位でやっているところ、そこら辺も、センターでうまくいろいろな地域の実情をしっかりと来た人たちに教えることができるよう、先ほどのARやVRも使いつつ、ぜひ御検討いただければと思います。

長澤委員

組織図を見させていただくと、書記とか嘱託職員もいるのですが、実際にはセンター長と防災指導員2名で業務をやっているということです。センター長は非常に防災に長けている方ではありますけれども、この人数で業務を網羅できているのか伺います。

伊藤防災危機管理課長 防災安全センターには大きく2つの業務がございます。一つは、来館者への対応や移動防災教育講座などの事業運営に係る業務、一つは、建物の設備保守等の施設及び設備等の維持管理に係る業務でございます。

このうち、事業運営に係る業務につきましては、委員御指摘のとおり、センター長及び防災指導員2名により業務を実施しているところでございます。

また、事務局長と事務スタッフ2名が、今、申し上げた事業運営に係る業務のサポートや施設及び設備等の維持管理に係る業務を行い、6名のスタッフ全

員で指定管理業務全般を適切に実施しているところでございます。

長澤委員

地元の消防団から、今、コロナでポンプ操法とか練習ができなくなったこと。また、今はオール電化が進んでいるため、火災が減って、消防団員のスキルが非常に落ちているという相談を受けています。消防団員の指導に、ぜひ力を入れてもらいたいという要望がありました。

今、県内27市町村の消防団の中で、このセンターを活用して、防災に対する学習や訓練をしている団があるのかお聞きします。

伊藤防災危機管理課長

県内市町村の消防団を所管する担当の方に対しまして、救命講習や消火器訓練演習などのさまざまなプログラムを案内しているところでございます。こうしたプログラムを幾つかの消防団で活用いただいているところでございます。

直近の3年間では、4市町の消防団が、倒壊家屋からの救出訓練等を受講している状況でございます。

長澤委員

わかりました。

次の質問ですが、先ほども言いましたように、消防団のポンプ車の操作について、部長もできないような状態になっていると聞きましたので、ぜひ、消防団への災害時の訓練、ポンプ操法などの技術の指導ができないか伺います。

伊藤防災危機管理課長

先ほど御説明させていただきましたとおり、消防団の方々にも防災安全センターで実施いたします訓練を受講していただくことは可能でございます。

なお、ポンプ車の操法技術訓練等につきましては、隣接地に設置してございます山梨県消防学校におきまして、消防組織法に基づく消防団員への訓練の中で実施しているところでございます。

委員御指摘のとおり、コロナの影響で、昨年度は消防団への訓練が幾つか中止になっていて、それで受講できなかったという状況も把握しておりますので、そういった状況も、また所管課のほうに伝えてまいりたいと考えてございます。

(一般財団法人山梨県地場産業センターについて)

乙黒委員

コロナ禍において、前年よりも収益が改善していますが、今後の事業実施について詳細をお伺いします。

矢野観光振興課長

今後の事業実施につきましては、現在、売り上げを伸ばしております、ふるさと納税返礼品の充実を図りまして、収益向上に取り組んでいくとともに、ECサイトを設置しておりますので、こちらの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、コロナの感染状況を見極める中で、適切な規模感のイベントも順次実施してまいりたいと考えております。

乙黒委員

事業の実施状況を確認してみますと、年間通してさまざまな特別イベント等を開催しております。その中で、開催したイベントはおおむね黒字となっておりますが、こうした新たなイベントの企画等については、どのような形で計画されているのかお伺いをします。

矢野観光振興課長

新たなイベントにつきましては、収支に見合いましたイベントの開催をしっかり継続させていただくとともに、家族層の取り込みを図ってまいりたい

と考えております。例えば、おもちゃの釣りとか輪投げなど、子供向けの楽しめるような企画などを取り入れまして、しっかりと家族層の参加を促しながらイベントの活性化を図ってまいりたいと考えております。

乙黒委員

大分多くの皆さんに認知されているイベントもたくさんあると思いますし、私もネクタイを、ちょうどフェアをやっているときに、あそこの前を通ると、つつい寄って購入するという部分もありますので、しっかりと成果の出るイベントを定期的開催すべきと思います。

その上で、設立目的の中で、地場産業の育成、また製品の普及や需要拡大を図るとありますが、地場産業の発展につながる、こうした事業の工夫についてのどのように考えているかお伺いします。

矢野観光振興課長 当センターは地場産品を一堂に展示してございまして、実際に商品を手にとっていただけることが、このセンターの最大のメリットだと考えております。各種団体との情報交換を通じまして、旬で流行の商品をしっかりと取り入れるという工夫ですとか、ふるさと納税の返礼品もしっかりと展示させていただくことで、さらなる、ふるさと納税利用者の活性化あるいはECサイトの活用といったところにつなげてまいりたいと思っております。

また、他団体の各種イベントへの後援、出店を通じまして、当センターの認知度の向上をますます図ってまいるとともに、来場者に対しまして、地場産業に触れる機会の提供をふやしてまいりたいと考えております。

乙黒委員

こうしたイベントを順調に開催されている中で、イベントがないときでも、出品した品物がどこで売れるか、日常の観光につなげる部分も含めて連携をさらに深めて、しっかりと告知をしていただきたいと思っております。

その中で、最後に、こうしたイベント等の告知や内容の発信についてお伺いします。

矢野観光振興課長 ここ数年はコロナ禍でございましたので、現在、イベントの都度、常連の方々あるいは県内のホテルや旅館などにダイレクトメールを送付しているほか、山梨日日新聞及び甲府市の広報紙へのイベント情報の掲載などで告知をしているところでございます。

コロナの状況が落ち着いてまいりましたら、従前のようにラジオCMですとか、さまざまな媒体を通じたPRをさせていただきたいと考えております。

乙黒委員

ありがとうございます。

やはり、こういったイベントを通して初めて山梨県の物品を知り、これはいいと思う方がいらっしゃると思っております、そうしたときに、イベントをやっていないときでも、お店に行けば、このお店がここで出店していたという部分もうまくリンクしながら発信することが、地域全体の地場産業の活性化につながると思っておりますので、やはりイベントの周知とあわせて、どのような団体が出品しているのかという部分と、その後のフォローも含めた形で、うまく連携を取って発信していただければと最後に意見をさせていただいて終わります。

向山委員

地場産業センターについては、自分の意見も含めて質疑させていただきたいと思っております。

部局審査でも質問させていただいたのですが、昭和60年にオープンということで、施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、私自身は施設移転の議論を本格的に始める時期ではないかと考えております。

現在の場所である東光寺3丁目に設置した経緯、また優位性を示す資料を部局にお願いしましたが、現状では設置された経緯が確認できる文書は見つからなかったという回答をいただきました。

その上で、昭和50年代後半、また現在の交通網の状況を考えて、モータリゼーションを含めて、鉄道も含めて考えると、本来であれば、地場産業という観点で考えたときに、JR甲府駅周辺、また10年、20年先にはリニア中央新幹線が甲府市南部に設立され、新駅が開設する。こうしたものを踏まえて、駅周辺に移転したほうが、県全体で効果的、また効率的な施設運営に当たるのではないかと考えますが、当局のお考えをお伺いします。

矢野観光振興課長 当センターは、あの位置関係というところから見ますと、恵林寺、善光寺、武田神社、昇仙峡といった、甲府・国中地域の各観光資源にアクセスしやすい位置に設置されたと理解しているところでございます。昭和60年の開館当時に比べて県内の交通状況が変わっていることもございますが、現在も依然として北バイパスの中間点に位置しておりまして、立地条件としましては悪くない状況だと考えております。

昨年度、山梨県観光入込客統計調査報告書によりますと、県内観光に利用した交通機関ということで、自家用車等が84.7%と最も多く、この数は全く今までも変わっておりません。次いで、JR在来線が10.3%で、本県への旅行者は相変わらず自家用車で移動することが多いと。ここ数年変わってきているのは、バスのところが自家用車になったというところが大きく変わってきているところでございます。

そういったところを鑑みまして、当センターでは、開館時から順次駐車場の拡張を図りまして、現在では構内に290台駐車するスペースを確保して集客を図っておりまして、そういったことを考えますと、今の集客状況から、駅周辺に今のお客様を維持しながら移転していくのは簡単には参りません。こういったこともありまして、現時点では、法人など、我々は現地点が望ましいとは考えておりますけれども、委員御指摘のように、今後、評議委員会等でほかの団体などと意見交換などをさせていただきたいと考えております。

向山委員

ありがとうございます。

まさに、今、課長がおっしゃっていただいたとおり、現状の位置も決して悪い場所ではないと私も承知しております。

その上で、自家用車が84.7%という数字をいただきましたけれども、例えば、リニア駅周辺では、中央道、中部横断道、環状道、また今度はリニアが来て、JR身延線とバスでつながる。なおかつ、南アルプス市にコストコが来る。そうすると、県外の方がそこに集まるときに、自家用車で来るなら、どこが一番人が集まりやすいかは一目瞭然じゃないかなと思います。

今すぐどうということではなく、今後の施設の老朽化も踏まえて、10年、20年先を見据えて今から計画を持って、今の場所が本当に最善なのか、今いただいた自家用車が84.7%を考えると、私はリニア周辺である甲府市南部が一番適切じゃないかと考えます。

もっと言うと、出資者の中には北杜市、南アルプス市が入っているので、中部横断道、環状道とつながれば、出資者の北杜市や南アルプス市にもつながりやすいということも考えた上で、今後の施設のあり方を御検討いただきたいと思っています。

資料はなかったのですが、会派の事務の方に調べていただき、地場産業センターが現在地に決まった経緯が、甲府商工会議所の80年史に一部載っており、昭和55年5月9日に設立の山梨県物産振興会がルーツであって、昭和56年

6月に物産館の開館・建設を陳情した。甲府市が中心となって建設計画が具体化したという記述がありました。

また、昭和58年2月23日の山梨日日新聞に、北バイパス沿いに建設かという中で、ここの優位性が書いてあったようですが、東光寺のブドウ園は甲斐善光寺西の県道と甲府北バイパスが交差する近くであって、国体のメイン会場である小瀬スポーツ公園、県立美術館、県立宝石美術専門学校などを結ぶルートにあり、センターに適していると評価しているとなっています。

観光の拠点や観光の流れをもう一度きちんと精査した上で、産業の物産館は、都道府県を見ても重要な地域のいろいろな発信になると思いますので、ぜひもう一度考えていただきたい。

最後に、昭和57年2月定例会で当時の河西富夫議員が、この当時、既に、第1に中央道、甲府、中道、両インターに近く、中央道から容易に進入できる地点、第2に甲府市南部の振興を図れることを諸条件として考慮し、甲府バイパス沿線に建設を望むと、この当時にそういう観点の議員がいらっしやったということで、県全体の考え方、またリニアを中心にとすることは、県の総合計画も含めて、県全体の方向性として示していることでありますので、今の部分で安易に考えるのではなく、5年、10年先を考えて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

飯島委員

何点かお伺いします。

部局審査でも質問させていただいておりますが、まず、令和3年度の事業概要の中で、甲斐善光寺の御開帳の特需を見込んでいたという下りがあるのですが、実際にはどういう結果になったのでしょうか。

矢野観光振興課長 善光寺御開帳期間を含めました令和4年度、本年度の4月から6月までの上四半期における売上金額、入館者及びバスの来館者は、令和3年度及びコロナ前の平成31年度の同期間を上回る結果となっております。

ただし、売上金額につきましては、会計処理上、ふるさと納税分が含まれているところもありますけれども、それぞれの指標につきましては、全て上回っているということで、御開帳の効果があったと考えております。

飯島委員

先ほど、向山委員からロケーションの話がありましたが、たまたま善光寺に近かったから、今回はメリットがあったと理解しています。

次に、今、特に若い人の買物では、いわゆるキャッシュレスが当たり前となっております。利便性もあるので、そういう取り組みもされているかと思えます。もちろん、なれていない高齢者の方がいるとは思いますが、流れとしてはキャッシュレス決済がマストだと思います、今の環境整備が万全かという聞き方は申し訳ないのですが、どのような状況で、どのような将来性を考えているかお伺いします。

矢野観光振興課長 現在のキャッシュレスへの対応でございますけれども、クレジットカードはもちろん対応しております、それ以外、QRコード決済につきましては、利用者が最も多いPayPayを導入しているところでございます。それ以外には、交通系のICということでSuicaなどへの対応を令和元年7月に導入しております、一般的に使われるキャッシュレスにつきましては全て導入済みということでございますので、また新たな決済形態ができましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。

飯島委員

着実に取り組まれているということで安心した次第であります。

ちょっとしたことでも面倒くさいとなり、キャッシュレスは、これから当たり前になると思いますので、これからも取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、地場産業センターは大事な拠点だと思ひます。地場産業ですから、ジュエリーやワイン、印鑑など、本当に専門店の集合であります。これからも、主に県外客に対してアピールし、知名度をアップしていくことも大事な取り組みと思ひますが、具体的に、令和3年度はどのような取り組みをされたのでしょうか。

矢野観光振興課長 知名度アップに関しましては、現在、ホームページやECサイト、またアプリなどを使ってPRを行っているほか、談合坂サービスエリアのデジタルサイネージに施設の情報を掲載することで、日帰り観光客への訴求なども行いまして、集客を図っているところでございます。また、山梨県及び富士の国やまなし観光ネットのホームページにも当センターのホームページをリンクして、PRなどをさせていただいております。さらに、ふるさと納税の寄附者への返礼品の中にセンターのパンフレットを同封するなどにより、センターの周知を図っております。ちなみに、昨年度は8,000件を送付してございます。

今後、新型コロナの状況が落ち着いてくれば、コロナ禍前に取り組んでおりました、やまなし観光推進機構主催の観光商談会への参加など、さまざまなPR活動を実施していく予定でございます。

飯島委員 さまざまなPR活動をしていくという御説明いただきました。ありがとうございます。

それで1つ、地場産業センターという言い方と、かいてらすという言い方があるのですが、使い分け方があるのでしょうか。

矢野観光振興課長 地場産業センターというのは正式名称でございます。愛称という形で「かいてらす」と併記して入れさせていただいております。いつか、「かいてらす」という名前の認知度が低かったことがございましたが、昨今では「かいてらす」という名称も大分浸透してきたかと思っておりますので、一応、愛称という形で「かいてらす」はつけられております。

飯島委員 ありがとうございます。

どちらがいいとか悪いという問題ではなく、定着する愛称、それによって集客がプラスになるのではないかと思いますので、当局でよくお考えいただきながら、それらもPRしていただきたいと思ひます。

※ 山梨県立やまなし地域づくり交流センター【県民生活部】、山梨県立男女共同参画推進センター【男女共同参画・共生社会推進統括官】、山梨県立科学館【教育委員会】関係

質疑

(山梨県立やまなし地域づくり交流センターについて)

乙黒委員 それでは、初めに、令和6年度までの目標達成に向けて、センターの利用者をふやすための施策についてお伺いします。

望月県民生活総務課長 地域づくり交流センターの利用者をふやすためには、センターの認知度向上を図る取り組みが重要であると考えております。

このため、指定管理者において、本年1月からテレビCMによる周知活動を展開するとともに、ホームページやSNSによる情報発信のほか、パンフレットやチラシによる広報も行っているところでございます。

また、コワーキングスペースにつきましては、一般を対象とした「春の体験キャンペーン」、また大学生を対象とした「夏の体験キャンペーン」をそれぞれ1カ月程度実施するなど、実際に施設を利用してもらうことでセンターのすばらしさを体感してもらう取り組みも行っているところでございます。

乙黒委員 施設を利用する人々や、また、そのグループ同士、さらに知らない人同士で交流を深めることができるような工夫が必要かと思っておりますが、その点についてお伺いします。

望月県民生活総務課長 地域づくり交流センターでは、基本協定書に定めた交流促進連携に関する業務といたしまして、地域づくり交流会、異業種交流会を実施し、団体、企業、教育機関や参加者等の交流を促進しているところであります。

また、指定管理者独自の取り組みといたしまして、交流サロン、ワイスクエアコミュニティを開催し、セミナーの参加者などがテーマを決めずに最近の出来事ややってみたいことなどを自由に意見交換し、交流する場の提供等を行っております。

さらに、本年7月から地域の住民が気軽に来館することができるよう、野菜などを販売する「小さなマルシェ」も開始をいたしまして、出店者同士あるいは出店者と来場者の交流の場となっております。

乙黒委員 先般、会派の県外視察において、鳥取県の隼Lab. というところを視察してきました。こちらは、中に入っている方々が自由に意見交換をしたり、また企業同士がコラボをしたりと、なかなか活発な活動をしていて、我々も視察をしながら、こういう先進事例はいいなと感じたところであります。

そこでは、コワーキングスペースについては月額幾らというような形で貸し出しをしており、24時間365日、セキュリティーキーを使って自由に使えておりました。そうすることで、夜間だけ利用する方であっても、月額でそれほど掛からないということで登録をしており、かなり運営費を稼いでいるという部分もありました。それを見ると、深夜でも使えるのであれば、自宅や会社でやるよりも効率がいいと思える魅力的なスペースをつくっていました。

今後は、リモートワークやワーケーションが普及してきた中で、コワーキングスペースの充実が時代に求められている部分だと思っておりますが、こうした時間貸しに加えて、中長期の利用者を獲得するための施策についてお伺いしたいと思います。

望月県民生活総務課長 コワーキングスペースにつきましては、設置及び管理条例におきまして、1日貸しと1カ月貸しで運用しております。利用料金につきましては、1日貸しが800円、1カ月貸しが6,800円と設定しております。

コワーキングスペースの一層の有効活用を図るため、曜日別あるいは時間単位別の利用状況の把握に努めているところでありまして、今後、その結果や利用者からの意見等を参考にしまして、時間貸しとか中長期の貸出しについて、指定管理者と検討してまいりたいと考えております。

乙黒委員

セキュリティ面の課題はあると思うのですが、24時間というのはなかなか難しいにしても、もう少し時間帯に余裕を持たせるとか、そういった部分の管理は、これからIT化していく中で可能な部分だと思いますので、ぜひ、そうした部分も含めて検討していただければ、もっと使い勝手のよい、その時間まで使えるのであれば月額でコワーキングスペースを借りようとか、いろいろな選択肢につながると思いますので、ぜひ、検討していただければと思います。

向山委員

私も、このセンターの駐車場の部分を何度も質問させていただいているのですが、総括審査でも触れさせていただきたいと思っております。

駐車場の確保を最優先課題として取り組んでいただきたいという中で、説明書の5ページにもありますが、利用者アンケートにおいても駐車場の確保を望む意見がある一方で、利用者の意見への対応というところでは、駐車場が先着順で、午後利用や夜利用の人が不利になるが、解消は困難な状況であるという回答があると承知しております。

以前より提言をしておりました甲府市と連携した駐車場確保の経緯も、今回資料要求をさせていただいて、これまで鋭意努力をしていただいたことは重々承知をさせていただき、また理解もさせていただきました。

その上で、さまざまな方策を模索しながら、より効果的な県と市の連携を進めて、駐車場の確保に取り組んでいただきたいと思っておりますが、御見解をお伺いいたします。

望月県民生活総務課長 甲府市との連携につきましては、先般提出いたしました資料のとおり、交流センターのイベント開催時において、旧穴切小学校跡地である甲府市協働支援センターの駐車場利用について協議が整っているところでございます。

今後も、甲府市が主催して交流センターを会場にセミナーや事業を開催するような場合における市本庁舎駐車場の無料利用などについて協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、先週2日間にわたりまして交流センターで開催されたイベントにおきましては、山梨県教育会館に御協力いただきまして、教育会館の駐車場を無料利用させていただいたところでございます。

引き続き、甲府市との連携も含めまして、駐車場確保策については模索をしまいたいと考えております。

向山委員

ありがとうございます。

鋭意、現在も努力をいただいていることを理解させていただきましたし、指定管理者の皆さんを中心にして、センター自身の魅力あるイベントがふえていけば、より一層多くの皆さんが利用する機会がふえていくと思います。そうしたときに、やはり中心街では、毎回毎回、駐車場の問題が出てきますので、そこを県だけでなく、甲府市、また周辺のいろいろな団体にも協力いただきながら解消できるよう、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

もう一点、小瀬スポーツ公園の審査の際にもお伺いしましたが、原油高騰等による光熱水費の負担増に、施設の管理者だけでなく、県としてももしっかり対応していただきたいと思いますが、その部分について見解をお伺いいたします。

望月県民生活総務課長 原油高騰による光熱水費の負担増への対応につきましては、指定管理者の募集要項におきまして、物価変動が著しい場合は、県が責任を負うものとされていることを踏まえまして、今後、必要に応じて指定管理制度を所管する行政経営管理課と協議しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

向山委員 ありがとうございます。

先ほどの乙黒委員の24時間の利用もそうですけど、どうしても電気を使うところがあると思います。サービスをよくすれば、かかるコストは大きくなると思いますが、指定管理者の皆さんとも協議しながら、利用者の皆さんが、また地域活性化にも結びつくような方法を御検討いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(山梨県立男女共同参画推進センターについて)

鷹野委員 男女共同参画推進センターということで、まず、この施設の所管課が男女共同参画・共生社会推進統括官ということでございます。総合と峡南と富士のそれぞれありますが、3館とも評価が全て同じ書類がついているということで、全て一緒であるということをお頭に申し上げ、以下、質問に入りたいと思います。

まず、相談対応業務についてお伺いいたします。

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、各都道府県に設置することがDV防止法に規定されておるところであります。県内においては女性相談所と男女共同参画推進センターが位置づけられており、DV被害者等からの相談や相談機関の紹介、カウンセリング等を行っていること承知しておりますが、男女共同参画推進センターがぴゅあ3館それぞれある中で、どこが主体的な窓口で行っているのかお伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 ぴゅあ総合が本県の配偶者暴力相談支援センターの一つに位置づけられております。

鷹野委員 今の答弁では1館だけということでございます。ぴゅあ総合がDV相談を行っていることということですが、残る2館、ぴゅあ峡南とぴゅあ富士ではDV相談は行っていないのでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 ぴゅあ総合に相談員を配置しておりまして、ぴゅあ峡南、ぴゅあ富士において相談したい方がいた場合には、ぴゅあ総合にいる相談員が電話で対応しております。

鷹野委員 もう一つ、配偶者暴力相談支援センターである女性相談所がございまして、その位置づけはどうなっているか。また、女性相談所との連携についてどのようになっているか、あわせてお伺いいたします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 女性相談所は、中核的な配偶者暴力相談支援センターと

して、被害者の相談、一時保護、自立支援等の業務を全般的に実施しております。それとともに、ぴゅあ総合や市町村の窓口等との連携、被害者支援、処遇困難事例の対応など、総合調整の機能を担っております。

一方、ぴゅあ総合は、土日が休日となります女性相談所の機能を補完するとともに、相談体制の強化や相談機会の拡大を図るなど、相談等情報提供業務を中心に実施しているところでございます。

女性相談所との連携につきましては、心身のケアや一時保護が必要な相談者など困難な事案につきまして、女性相談所に事案を引き継ぐとともに、女性相談所が主催する実務者会議や研修会に参加し、事例検討などを通じて相談員の対応力向上を図っているところでございます。

鷹野委員

ありがとうございます。

最後に、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ということであり、特に、男女共同参画を形成していく上で、解決しなければならない重要な課題であると思っております。

その中で、配偶者暴力相談支援センターは、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、その機能をしっかりと果たすことが求められていると考えております。

そこで、今後の相談対応業務のあり方について、どのように行っていくのか、お伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 DVに関する相談につきましては、多くの問題が重なった相談に対して、それぞれの事情に合った適切な対応をすることが必要となります。こういった複雑な事案に対応するため、引き続き、相談員等の専門的な研修の受講を促進してまいります。

また、それぞれの事案に応じた専門的な機関と連携して支援していくことが重要でありますことから、関係機関や民間団体が相互に連携・協力するネットワークの充実を図ってまいりたいと考えております。

鷹野委員

ありがとうございます。

それぞれにDV関係に対応する部署があると思うのですが、いずれにしても、連携しながら、なおかつ、当然それぞれ重複している業務もあります。担当部署がどうしてもやらなければならない業務と重複して相談業務をやっていると理解しておりますので、しっかりと連携を取りながら、なおかつ、スキルアップする体制をつくっていただいて、相談に耐えられる体制づくりをぜひともお願い申し上げます。

志村委員

山梨県立男女共同参画推進センターについては、集約化ということで、昨年度、一昨年度末くらいからいろいろと、特に女性団体の方々を中心に議論もあったわけですが、そういうことを踏まえながら、その経過の中ではいろいろな課題も出てきたと思います。そういうことも念頭にしつつ、今回質問をさせていただけたらと思っております。

まず1点目として、集約化の経緯の中で、施設の老朽化ですとか、稼働率の低さというのが指摘されてきました。この点については、県として、利用促進のための環境整備を図ってきた点に若干疑問があるのも事実です。

例えば、3館の利用予約をするに当たっては、やなましくらしねっとでは予約までできないということで、空き状況を、やまなし女性の応援サイトで案内しているという状況にあります。

このこと自体で利用促進が図れていないとまでは言いませんが、ICT環境

を整備するという事柄も、今回、集約化の議論の中で打ち出されてきましたので、その一環として、利用予約をしやすい点も改善すべきではないかと考えるわけです。この点について、まずは、どのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 委員御指摘のように、施設の空き状況につきましては、施設ホームページ並びにやまなしくらしねっとにリンクが貼られている、やまなし女性の応援サイト上にて確認が可能となっておりますが、予約実施につきましては、直接施設に電話するか、ファクスを送付する必要があります。

予約のオンライン化につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

志村委員 ぜひともよろしくお願いたします。

それから、昨年度、男女共同参画先進県を目指して知事も断行宣言を打ち出していらっしゃいますが、3拠点への専門人材の配置、あるいは、相談体制の強化も提起してきましたが、これまでの取り組み状況がどのようになっているのかお伺いします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 男女共同参画推進の専門人材といたしまして、国立女性教育会館理事長の萩原なつ子氏を委嘱しております。

県民や関係団体等と意見交換をする場である交流サロンを5月末からスタートいたしまして、参加者に対する専門的知見からのアドバイスなどを実施していただいているところでございます。これまで、6月に4回、7月に7回開催し、市町村担当者、市町村の推進委員、企業労働者、女性団体等との活発な意見交換を実施しております。

さらに、地域団体等からの活動に関するさまざまな相談にきめ細かく対応できる各分野の専門人材につきまして、現在調整しているところでございます。

志村委員 承知いたしました。

峡南にしても、都留にしても、集約の議論の中では、甲府まで来るのはなかなか大変だという御意見もありました。そうは言いますが、施設をどのように設置していくか、どこに設置していくかというのは、立地とか地域の実情がありまして、男女共同参画の取り組みをするに当たっても、甲府で全県をカバーするのか、あるいは、都留において東部・富士北麓をカバーするのか、また、峡南地域をカバーするのかという、設立までの間にそういった考え方もあり、そういう意味で3館が設置されたと受けとめています。

そういう意味では、3館の立地、また、地域の実情に合わせた事業の企画、あるいは開催方法、こうした工夫がびゅあを管理運営していく上で非常に重要な部分ではなかったかなと思うのですが、この点について、どのように工夫をされてきたのかお伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 びゅあ総合、峡南、富士ともに、各地域の男女共同参画推進の拠点として、管内の市町村や学校、各種活動団体、企業等と連携し、男女共同参画を推進しております。

まず、びゅあ総合につきましては、施設規模が最も大きく、県の中心部に位置していることから、びゅあ3館の中核施設として、機関誌の発行や男女共同参画推進委員等を対象といたしました基礎講座の開催など、全県域を対象とした事業を展開しているところでございます。また、こうした講座などをほかの2館にもオンラインで配信し、近くのびゅあで利用できるよう配慮してござい

ます。サラリーマン層も多いことから、夜間の講座も開催しているところがございます。

びゅあ峡南につきましては、公共交通機関の少ない地域の特性を踏まえまして、町との共催事業でありますとか、学校等への出前講座など、アウトリーチ型の取り組みを積極的に実施しているところがございます。テーマにつきましても、過疎化や高齢化が進む中、健康や生きがいづくりなど、地域において関心の高い事業を積極的に展開しております。

びゅあ富士につきましては、管内市町村の男女共同参画推進委員会の活動が活発に行われていることから、推進委員を対象とした講座でありますとか、ワークショップの開催、また近接する都留文科大とのネットワークを生かした連携事業などを積極的に展開しているところがございます。

志村委員

承知しました。

びゅあ富士に行くと、管内を見て回るだけでも、いろいろなことを活発に取り組んでいるということが非常に伝わってくる施設と感じています。

先般、この委員会の現地調査でびゅあ峡南にお伺いしましたが、そのときに、施設利用者は移転後の1カ月余りで約200人ということでありました。先ほど鷹野委員からも相談の質問がありましたが、相談での利用は、この人数に含まれているのかお伺いします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 びゅあ峡南が移転しました6月12日から7月26日までの新しい拠点の利用者数は、委員おっしゃるとおり200人でしたが、その中に相談に関する利用者は含まれておりません。

志村委員

相談利用の窓口となるびゅあ峡南の体制、それから相談のしやすさなども非常に関わってくるのかなと思います。その辺は、3館が存立する男女共同参画推進センターの相談機能を充実・強化していく上で、どのように知恵を絞っていけるのか、今後も検討しながら進めていただきたいと思います。

びゅあ峡南が今の旧富河中学校の新拠点に移転をして、その新拠点整備に係る経費が実績額で5,100万円余りということですが、今、新拠点に移りまして、管理費用が、予算額ベースで構わないですが、年間どの程度になるのかをお伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 人件費を含めて、予算ベースで1,300万円程度を見込んでおるところでございます。

志村委員

承知しました。

施設としては最も新しい峡南を最初に集約し、その集約化の議論の中で、維持管理費、管理運営コストを少し縮小していきたいということがありました。今後、新しい新拠点でびゅあ峡南としての管理運営をしていく中で、コストがどのくらいかかるのかもよく注視しながら進めていただきたいと思います。

それから、びゅあ峡南は、実質、ものすごく床面積が減って、施設の部屋数、室数も減少したことから貸館利用が廃止となり、条例改正も行いました。このため、利用状況を把握する指標としまして、貸館回数による施設の稼働率、いわゆる利用率は使わなくなった、不要になったということでもあります。利用者数の多寡で施策そのものを判断することは、少し早計に失するのではないかという思いを持っていますけれども、そうは言いますが、びゅあ峡南の利用者数について、ある程度の目標を掲げて、施設の管理運営をしていく必要がある

とも思います。利用者数の目標をどのぐらいに設定しているのかをお伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 利用者数につきましては、研修会や講演会などの事業参加者、また団体活動室や託児室の利用者となります。

目標といたしまして、事業参加者数につきましては定員と一定のオンライン利用者数を見込みで、貸館利用者数につきましては過去の実績を踏まえ、令和4年度につきましては1,650人程度を見込んでおります。

志村委員

承知しました。

オンラインも含めてということでありますけれども、場所的には車で行かないとならないかもしれませんが、峡南地域の方を初め、多くの方にびゅあ峡南を利用していただけることを期待したいと思います。

もう一点、集約化によって、もともとのびゅあ峡南の施設には図書資料がたくさんありましたが、これがどうなったのか。また、今後、びゅあ富士に関しても、かなり広いスペースで図書コーナーがありまして、いろいろな文献や資料、書籍、出版物が置いてあります。また、びゅあ総合に関しても、1階の入口に入って正面奥のほうに図書資料が多数ありまして、この中には男女共同参画推進センターでなければ置いていないような資料や出版物も数多くあります。この辺は、今後も重要な資料や文献になると思いますので、取り扱いをどうしていくのかを注目しています。その点についてお伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 びゅあ峡南の移転に伴いまして、全ての図書資料につきましては新拠点に搬入し、毎回テーマを定めて関連図書を展示する企画図書コーナーに陳列し、閲覧や貸し出しとして活用しているところでございます。

びゅあ富士につきましては、来年度、移転を予定しているところでございますが、その際に利用者の意見や施設の規模などを踏まえて、今後、取扱いを検討してまいります。

また、リニューアル後のびゅあ総合につきましては、これまでと同様、情報資料室に男女共同参画に関連する図書やビデオ、資料を展示し、閲覧や貸し出しを行っていくとともに、3館の図書のデータベースを整備し、図書の一括管理を行い、県民の皆様の学習や調査研究活動をサポートしてまいりたいと考えております。

志村委員

承知しました。よろしく申し上げます。

最後に総括的なことをお聞きします。

令和3年度は集約化の議論が進められてきた中で、所管課として、今、男女共同参画・共生社会推進統括官になりますけれども、3施設を活用した男女共同参画推進のための取り組みをどのように展開してきたのかということ、そして、担当部署として、本年度から3施設を活用した男女共同参画推進のための取り組みをどのように進めていくのか、この点についてお伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、第4次山梨県男女共同参画計画の目標達成に向け、SNSなどさまざまな媒体を活用した普及啓発や国助成事業を活用した防災セミナーの実施など、センターの事業を通じた取り組みを推進してまいりました。

本年度からは、ことし3月に策定しました第5次山梨県男女共同参画推進計画に基づきまして、若年層への意識啓発、女性リーダーの育成、相談機能の充

実強化を3つの柱といたしまして、男女共同参画推進センターを中心に取り組みを強化するとともに、センターの各拠点におきまして意見交換やフリートークを行う交流サロンを定期的開催することで、県と関係団体等が緊密に連携した男女共同参画を推進しているところでございます。

志村委員

ぜひとも、男女共同参画の取り組みはなかなか進まなくて、毎回、担当になる職員の方は御苦労されると思うのですが、男女共同参画先進県をしっかりと実行していくためにも、ぴゅあ3館を拠点施設として活用していただけるものに成長させていただきたいと思っております。

公共施設は、目的施設としての公共施設でありながら、あくまで施設は施策を進めていくためのツールであって、男女共同参画社会というのは21世紀の最重要課題と言われ続けてきていることを、広く県民の皆さんに知っていただくためにも、ぴゅあをフル活用していただけることを祈念しまして質問を終わります。

向山委員

一点だけお伺いしたいと思っております。

この前の話なのですが、ぴゅあ総合を休館した際の周知時期や手法に利用者の方から不満の声が出たと承知をしております。どのような経緯経過で周知を図ったのか、問題点や課題をどのように認識しているのか、見解をお伺いします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監　ぴゅあ総合の休館につきましては、改修工事の期間中は貸館業務ができなくなることから、予約受付開始となる6カ月前を目安に、令和3年11月に関係者に通知したところでございます。

その後、改修工事の内容や改修期間中のぴゅあ総合の移転先ですとか業務の詳細が固まったことから、多くの利用者が集う女性団体協議会の役員会議の開催日に合わせて説明会を実施しております。

利用者や関係者に対し詳細な内容についての周知が遅れ、不安を感じさせてしまったことにつきましては真摯に受けとめているところでございます。

本年度からは、県民や関係団体等との意見交換の場である交流サロンの機会などを通じまして、事前に周知の時期をお知らせするなど、最適な時期における情報発信に努めてまいりたいと考えております。

向山委員

今、お話いただいたとおりだと思います。ぴゅあに関しては、いろいろな利用団体の皆さんが、いろいろな思いを持ってかなりセンシティブに動いていた時期だったと思いますので、そうしたところも捉えて、今後とも、いろいろなお知らせも含めて、連携できるような体制を整えていただきたいのと、今、福祉プラザで運営をされていると思うのですが、ここについても県民の皆さんに引き続き継続して、そっちでやっていますということを、来年まで引き続き情報発信していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

笠井委員

鷹野委員ともかぶりますが、相談対応業務について伺います。

相談対応業務は専門性の高い業務だと考えますが、DV被害者の相談体制について、専門家の人数と配置、時間割などの状況を教えてください。

宮下男女共同参画・共生社会推進監　ぴゅあ総合に相談員として3名を配置しておりまして、休館日以外の午前9時から午後5時まで、専用電話、または対面相談を受けているところでございます。

相談員の勤務体制につきましては、週5日32時間勤務となっております、シフ

トにより、原則2名体制を確保しているところでございます。

現在の相談員は、2名が相談員として15年前後の経験を有しておりまして、残る1名は、相談員としてのキャリアは1年未満ではありますがものの、看護師の資格を有しており、相談者のケアに十分対応できていると考えております。

笠井委員

ありがとうございます。

2名体制で、それぞれ専門的な知見を持たれた方、また1年の方もこれから経験を積んでいただけるということで安心いたしました。これからも、ぜひ、こういった不安や相談について対応していただければと考えます。

続きまして、意見になりますが、資料によりますと、施設の設置目的の対象が県民で、現業務内容の範疇では指定管理者は十分な取り組みをしてきたものと理解します。ですが、男女共同参画の推進の観点からは、この施設を核として、市町村の男女共同参画推進委員会との連携支援、あるいは女性団体のような民間の男女共同参画推進団体との連携支援のネットワークの拠点としての機能も求められると思うのですが、それが指定管理の中に入っていないのではないかと。ですので、この設置目的に対して、業務内容の(3)には、その対象として、「県民並びに自治体、民間の男女共同参画推進組織への」と明記するなどして、(4)には、男女共同参画に対する人や情報のネットワークづくりに関する業務などを追加明記するなどして、今後、指定管理に対応していただければと思いましたが。しかし、令和5年度以降の指定管理は、もう説明が済んで進んでしまっているということですが、ぜひ、こういった視点も、今後、毎年何かしら何か更新する部分もあるようですので、ぜひ対応を御検討いただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 交流ネットワークづくりに関しましては、個別具体的な表現は条例上なされていないのですが、この3月に策定いたしました第5次山梨県男女共同参画計画において、県と関係団体が緊密に連携し、男女共同参画の推進を図るということを明記しておりますし、現在公募中の次期指定管理者募集要項におきましても、交流促進事業といたしまして、地域における実践活動の支援ですとか男女共同参画に関係する団体支援などを明示しております。今後も積極的にネットワークづくりに取り組む予定でございます。

笠井委員

ありがとうございます。

知事も男女共同参画の先進県を目指されるということ、それに男女共同参画・共生社会推進統括官という部局が新しく設置されたということで、今までのびゅあ3館だけでなく、今度は県の部局としてもしっかり対応していただけるということで期待をしておりますのでよろしく願いいたします。

(山梨県立科学館について)

向山委員

私からは、4点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、県立科学館におきましては、平成31年4月から山梨科学推進グループが新たな指定管理者に移行したということで、その移行の際の課題や問題点を議会の委員会等でも指摘させていただきました。この課題や問題点を整理しておく必要があると考えますので、引継ぎ時におけるこういった問題点をどのように対応し、また今後にどのように生かしていくのか、まず見解をお伺いしたいと思います。

成島生涯学習課長 科学館の指定管理者の引継ぎの際には、個人情報を含むデータの引継ぎ

やプラネタリウムの上映、物品の引継ぎについて課題があったところがございます。

個人情報が含まれる施設運営に必要なデータにつきましては、県が新旧の指定管理者間に入る形でデータの引継ぎを使用可能といたしました。また、前指定管理者が制作したプラネタリウム番組につきましては、県と新旧指定管理者間で協議し、科学館において無償で上映できることといたしました。なお、現在の指定管理者とは、指定管理者がかわった場合でも科学館で上映する場合は無償とする旨、既に協議済みでございます。

物品につきましては、県の備品台帳等で管理しているものは引き続き使用し、その他の物品は、物品ごとに新旧指定管理者が協議し引継ぎを行いました。

今後の指定管理者の引継ぎに当たりましては、こうした課題を踏まえ、引継ぎ後の運営に影響のないよう、県も含めた3者で丁寧に問題点を協議し、適切に移行するよう努めてまいります。

向山委員

ありがとうございます。

県として対応していただいたということを承知させていただきました。

県立科学館以外の部分でも、今、指定管理の見直しを県全体で行っているところであると思いますので、そうした際に、県立科学館のいい部分と悪い部分をしっかり把握した上で、ほかのところでもスムーズに連携、移行できるように取り組んでいただきたいと思います。

2点目ですが、来館者が使用する県立科学館内の器具を含めて、施設の老朽化対策にどのように取り組んでいくのか、対策をお伺いしたいと思います。

成島生涯学習課長 平成17年7月の開館以来24年目を迎え、設備、外壁等、施設の老朽化も見られますことから、令和3年度には長寿命化計画などによりまして、屋根の防水や外壁及び内壁タイル改修、ウッドデッキの床改修等を行いました。また、来年度にかけて、円形広場、展望ブリッジデッキの改修を行う予定でございます。

展示物につきましては、必要に応じて修繕を行うとともに、国の臨時交付金を活用いたしましてリニューアルを行ってきたところがございます。今後の展示物の見直しにつきましては、利用者、特に子供たちが科学に興味を持って継続して利用してもらえるようリニューアルが必要と考えますが、多額な費用を要することから、計画的な整備について検討してまいりたいと考えてございます。

向山委員

承知しました。

施設全体の整備についても承知をいたしました。中の整備機器について、高額なものもあると思いますし、なかなか簡単にいかない旨は重々承知をしておりますが、かかる財源等についてもさまざま工夫をいただいて、企業を初め、子供の教育や科学に対して理解いただく方々への協力も求めていく必要があるのではないかと考えております。そうした部分を大きく捉えながら、子供たちがより多く科学館にわくわくして行けるよう、今、いろいろな部分で、チューブを含めて、新しいものを見ることができます。それでも、やっぱり実際に目で見て触れる状況をつくってあげることが科学館の一番の魅力じゃないかと思っておりますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、先ほど、やまなし hidroジェンカンパニーの審査もありましたが、企業局や hidroジェンカンパニーとも連携して、山梨県が取り組む水素エネルギー、グリーンエネルギーといった部分の事業を科学館とコラボして、わかりやすく解説するような、県の事業とコラボしたような科学館の取り組みがあ

れば、学校も含めて、子供たちの理解が進むのではないかと思います。そこら辺の考え方についてお伺いいたします。

成島生涯学習課長 済みません、先ほどのお答えで、開館は平成10年が正式でございますので、訂正させていただきます。

今の御質問でございますけれども、脱炭素社会に向けまして注目されております本県の水素エネルギーの取り組みにつきましましては、企業局や専門知識を持つ人材、企業等と連携いたしまして、科学実験教室や工作教室の新規メニューや企画、展示等に取り入れられますよう、指定管理者と検討してまいります。

向山委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

先ほどもハイドロジェンカンパニーのほうで、企業局から、情報発信にかなり努めており、これからもしっかり取り組んでまいりたいという御答弁をいただきました。山梨県が取り組んでいる難しい分野を、よりわかりやすく子供たちに伝えることができるのが科学館の一つの魅力だと思いますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

最後に1点、これもかなり前から出ている話でありますけれども、科学館の場所は夜景スポットとしてすばらしい場所であると思いますので、夜景による科学館の活用を進めるべきと考えます。私も、あの場所がすばらしいと思う一人ですが、その見解をお伺いいたします。

成島生涯学習課長 夜景による科学館の活用といたしましては、現在、展望テラスを利用し、おおむね月に1度、星空の観察を実施しており、星空とあわせ、甲府盆地の夜景を楽しむ取り組みを行っております。今後も新たな利用者獲得を図るため、指定管理者と連携いたしまして、新たな事業を検討してまいります。

向山委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

夜景というのは、今、山梨にある資源として有効に活用して、それがまた財源として山梨県立科学館の収支にもなり、いろいろな意味で甲府全体、山梨全体の観光資源になると思いますので、ぜひ他部局とも連携して活用を進めていただきたいと思います。

浅川委員 県立科学館は、今後も教育や文化の発展に寄与する施設として、大変重要な役割があると考えております。そこで、県立科学館に関する施設の管理業務や取り組み状況について、幾つかお伺いします。

県立科学館は、令和元年4月より、現行の指定管理者に移行しています。令和元年度末から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、施設運営は厳しい状況を強いられていると思いますが、こうした中でも施設の設置目的を果たすため、新たな取り組みを行う必要があると考えます。そこで、現指定管理者が行った新たな取り組み内容はどのようなものかをお伺いします。

成島生涯学習課長 現在の指定管理者になってから取り組みを始めたものにつきましては、施設の設置目的である県民の科学への関心を高めるため、本県出身でノーベル生理学・医学賞を受賞いたしました北里大学名誉教授でおられる大村智博士を名誉館長にもお迎えし、博士の功績に関するクイズ型の展示を加えた常設展示コーナーを設置いたしました。また、外部アドバイザーとして、JAXA名誉教授、的川泰宣氏をお迎えし、特別講演会の実施を初め、各事業へアドバイスを受けております。さらに、利用者の利便性向上のため、団体での食事の際に利用できる冷暖房完備のテントを中庭ウッドデッキテラスに設置するとともに、

駐車場の混雑状況をホームページなどに掲載するなどの情報提供を行っております。加えて、年間パスポートの価格を引き下げることにより、リピーターの獲得にも積極的に取り組んでいるところでございます。

浅川委員 今の答弁で大村智先生のことをおっしゃっていましたが、これについて、科学教育の拠点として学校現場との連携が大変重要だと思いますが、どのような取り組みをしてきたのかお伺いします。

成島生涯学習課長 学術顧問として教員OBを配置し、事業へのアドバイスを受けるなど学校に対して有効な事業づくりに努めるとともに、小学校に導入されているプログラミング教育につきまして、児童や教員向けプログラミング教室を実施いたしまして、授業に役立ててもらっております。

また、以前から、職員が学校へ出向いて実験等を行う出張科学館を実施しておりますが、昨年度は新たな取り組みとして、甲府市教育委員会と連携し、科学館と市内の小学校をウェブでつなぎ、化学実験の実演や児童からの質疑に答えるリモートによる出張科学館を実施いたしまして、好評を博したところでございます。

今後、県内の小中学校や市町村教育委員会と連携する中で、さまざまな取り組みを通じて、将来の山梨県を担う人材育成に寄与してまいります。

浅川委員 科学館では、学習利用のスペースシアターを利用する学校が多いと承知しておりますが、どのような内容の番組を構成しているのかお伺いします。

成島生涯学習課長 科学館では、楽しみながら学ぶことのできるスペースシアターで上映する映像の制作に取り組んでおり、昨年度はNHKと連携し、地場産業であるワインづくりを題材とした高画質な8Kの映像を制作いたしました。

また、本年度は、NHKや富士山科学研究所と連携いたしまして、Eテレの番組キャラクターが出演し、小学校低学年の児童も興味を持って防災を学べる映像を制作しており、秋に公開を予定しております。

今後、さまざまな機関と連携いたしまして、質の高い映像の制作に努めてまいります。

浅川委員 前回の委員会のときにもお話に出ましたが、利用者が少ない冬期、その時期に皆さんが促進に向けてどのような取り組みをしているのでしょうか。新たなニーズを取り組む必要があると考えますが、この辺についてはどのような考え方で進めているのですか。

成島生涯学習課長 これまでも、利用者が落ち込む冬期におきまして、クリスマスやお正月など季節にちなんだイベントを実施いたしまして、利用促進に努めております。

クリスマスには、クリスマスにまつわる絵本の映像をスペースシアターのスクリーンに映し出しながら親子のためのクリスマス朗読会や、大人のためのクリスマスプラネタリウム、また新年は1月2日から開館し、干支にちなんだ工作イベントを実施するなど、幼児から大人まで幅広い世代で楽しめるイベントを実施したところでございます。

季節のイベント企画は参加者から高評価を得ていることから、今後も利用者ニーズに合わせた企画を実施いたしまして、年間を通じた利用促進に努めてまいります。

浅川委員 ありがとうございます。

近くに湯村温泉もありまして、向山委員が言われたようなナイトイベントや、近くにあるこどもの国を含めた愛宕山一帯の観光振興などを含めて、近隣施設や団体と連携し、年間を通じた科学館の集客増加を活性化に使っていただきたいと思います。

杉原委員 県立科学館について、幾つか質問させていただきます。
まず、利用状況についてですが、いただいた資料ですと、令和3年度の利用者数の目標値が下がっております。どのような要因なのかお伺いいたします。

成島生涯学習課長 令和3年度の目標値は、当初18万8,612人となっていましたが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度以前に設定されたもので、設定後、利用者が大幅に減少した実態とは乖離していたことから、指定管理者からの変更協議を受け、変更いたしました。

新たな目標値につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた令和2年度の実績をもとに下方修正し、16万2,580人といたしました。

杉原委員 コロナの影響だということを理解いたしました。
次に、経理の状況ですけれども、支出の本部経費について、これはどのような内容の経費なのか。また、令和元年から3年続けて増加しているのですが、その要因を教えてくださいと思います。

成島生涯学習課長 科学館におきましては、科学館にいる職員のほか、指定管理者の構成企業であります株式会社テレビ山梨と株式会社コングレの本社職員が科学館職員の人事、給与及び予算決算、営業活動等の一部を担っているため、これらの本社職員が行う業務に要する費用を本部経費として計上しております。

増額の理由は、令和2年度については、企画展のオリジナル企画の制作業務や営業活動業務、また令和3年度は、これに加え、職員の入替え等に伴うリクルート業務等の業務が増加したことから、本部経費も増額となりました。

杉原委員 ありがとうございます。
次に、天文グループの運営についてお伺いいたします。
天文の分野は、科学館の大きな柱だと思います。展示や学習、実験などと並んで主要な事業だと思っているのですが、資料の管理体制組織図を見ますと、天文グループについては、スタッフは全て委託先のスタッフで運営されているのでしょうか。また、その委託先と委託料についてお伺いいたします。

成島生涯学習課長 天文グループにつきまして御説明いたします。

天文グループは、科学館のスペースシアター管理業務を行っており、その業務は、東京都に本社がございます株式会社デジタル&デザインピクチャーズに委託してございます。科学館に配置している天文スタッフは同社の社員であり、プラネタリウムでの就業経験のある県内在住者を雇用しております。

令和3年度の委託料は7,513万1,672円となっており、そのうち2,263万8,025円は天文スタッフの person 費に充てられております。person 費以外では、プラネタリウム保守点検費、番組制作費、番組レンタル費が計上されております。

杉原委員 細かい御説明をありがとうございました。
最後に意見を述べさせてもらって質問を閉じますが、私は、大平貴之さんと

という方の著書を読んだことがありますして、大平さんというのは川崎市に生まれた方で、小学校のころ、川崎市の川崎市青少年科学館に通い詰めて、天文に興味を持って、スタッフと顔見知りになるくらい仲よくなって、ついには投影機の操作までさせてもらったという少年時代を過ごしました。大人になって、大平さんは、ギネスブックに認定されるくらい世界的に注目されるプラネタリウムの投影機を、企業に属さずに単独で開発したという、大変大きな業績を残している方です。

本県の科学館からも第2の大平さんを輩出できるように、青少年が科学に対する好奇心や興味、そして将来の夢を育めるような温もりのある運営を希望いたしますして、私の質問といたします。

飯島委員 何点かお伺いしたいと思います。

利用者の主な意見の中に、駐車場が数ない、駐車台数の増加というのがあります。車で来る利用者が増加して、駐車場が少なくなったと理解したのですが、そうであるならば、何か対策をされているのかお伺いしたいと思います。

成島生涯学習課長 通常、科学館には、愛宕山こどもの国を含め約200台分の駐車場がありますが、現在は愛宕山こどもの国の再整備のため約40台分の駐車場が利用できなくなっており、利用者には御不便をおかけしております。

これまで、利用者が多い土日祝日や学校の夏休み期間につきましては、甲府駅から往復各8便の路線バスを運行し、利用者サービスに努めているところです。さらに、お盆やゴールデンウィークなど、特に多くの利用者が訪れる時期につきましては、駐車場が少ないという意見が寄せられていることから、こどもの国入り口交差点近くの旧TDK跡地等を臨時駐車場として借り上げ、科学館までのシャトルバスを2台から4台随時運行いたしまして、利用者の利便性の向上に努めております。

飯島委員 ありがとうございます。

いろいろな状況により、本来の200台から、今は40台少ないということですが、これはいずれ戻るという理解でいいと思うのですが、今やられている代替措置に対しての利用者の満足度、気持ち、意見は把握されているのでしょうか。

成島生涯学習課長 利用者から随時アンケートを取っておりますして、そうした駐車場も含め、科学館の利用については、常日ごろ御意見をいただく中で、丁寧に対応してまいりますと考えております。

飯島委員 とても大事だと思います。

やはり、車社会のこの山梨で、せっかく知的好奇心を呼び覚ますようなこういういい施設があって、行きたいけど駐車場がないからと二の足を踏むもつたないですし、さらに誠意を持って取り組んでいただきたいと思います。

それで、いろいろな方が利用すると思います。親子連れもいるだろうし、学校の友達とか、もちろん障害者や高齢者の方も含め、知的なものに関して興味がある方はたくさんいると思います。そういった中で、施設も老朽化しており、バリアフリーじゃないと行きづらいとハンデのある方は思われると思いますが、障害者あるいは高齢者の方の利用に際して、配慮されていることがあるのであれば教えていただきたいと思います。

成島生涯学習課長 科学館では、令和3年度に1,821名の障害をお持ちの方、2,284

名の65歳以上の方に御利用いただいております。

こうした方が利用しやすい施設を目指し、昨年度、ユニバーサルデザイン化事業といたしまして、正面駐車場の障害者専用駐車スペース横にバリアフリーを目的とした外づけのエレベーターを設置したところであります。

これまでも障害をお持ちの方や御高齢の方に対しまして車椅子の貸出しを行っており、スペースシアターには車椅子専用のスペースを設けております。

また、入館料につきましては、65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方や介助をする方1名につきましては無料としているほか、展示物の操作などが難しい方に職員がお声かけをし、操作を手伝うなどの対応も行っております。

今後も、県民の施設として誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいります。

飯島委員

ありがとうございました。

エレベーターの設置を含め、細かく取り組まれているなど感じました。とてもいいことなので、これらを発信して、使いやすいということの広報も大事だと思います。すでにやっているとは思いますが、引き続き、やっていただきたいと思っております。

最後に、アンケート項目で、館内の清潔さ、清掃状態に含まれるかもしれませんが、トイレの清潔さや使いやすさについて、端的にそのスペックの質問がありません。

やはり、こういった施設は、先ほど申し上げたように老若男女いろいろな人が来て、トイレが使いやすいとか、清潔とか、そういうことが今かなり注目されており、利用者の関心度の高い順位にあると思っております。そういう意味では、アンケート項目の館内の清潔さ、清掃状態にトイレについても含まれているのか。あるいは、今後、単独でトイレに関するアンケートをつくってほしいという気持ちがあるのですが、まずは、清掃状態にトイレについても含まれているかをお伺いします。

成島生涯学習課長 アンケート項目の館内の清潔さ、清掃状態につきましては、館内全体を指しますので、トイレも含めたということで御理解いただければと思います。

飯島委員

ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げましたが、女性も含めて、今、トイレに関してはかなり、特に、観光地は関心が高い案件であります。今後、トイレの清潔さへの意識づけというか、館としてもしっかりやっているとは思いますが、御意見を聞かせてくださいという姿勢で取り組んでいただきたいということをお願いして終わります。

成島生涯学習課長 今、委員から御指摘いただきましたトイレにつきましては、清掃については、1日4回の定期的な清掃に加えまして、県立科学館新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づきまして、感染拡大防止のため、消毒も実施しておりますところでございます。

先ほどの利用者アンケートということでございましたけれども、直近3カ月の利用者アンケートで、館内の清潔さ、清掃状況の項目は、「満足」「どちらかといえば満足」に100%の方が回答してございまして、トイレも含めた館内の清掃状況については問題ないと考えてございます。

また、トイレにつきましては、遊び部屋横の子供専用トイレを洋式化するとともに、全てのトイレの手洗い場の自動水栓化、多目的トイレの入り口の自動ドア化など、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況におきまして

も、安心して利用するための改修を行っております。

今後も、利用者の声を聞く中で、トイレなど、館内の清潔さを含めた施設全体のサービスの向上に努めてまいります。

※ 公益社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター【農政部】、株式会社山梨食肉流通センター【農政部】、指定管理施設・出資法人に係る全体共通事項【総務部】関係

質疑

(公益社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターについて)

志村委員

山梨県農業用廃プラスチック処理センターについては、本県農業における施設栽培の進展とともに、廃プラスチック適正処理と公害抑制に寄与されてきているものと承知しております。

まずは、これまでの廃プラスチックの処理状況に増減の傾向があるかどうかお伺いいたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長

平成29年度から令和3年度までの過去5年間の廃プラスチックの処理量は、令和2年度を除いておおむね550トン前後で推移し、大きな増減はございません。なお、令和2年度のみ処理量が653トンと多くなっておりますが、これはプラスチック製の花の運搬容器や水稻の育苗箱などを数年分まとめてリサイクル業者に有価販売したため一時的に処理量が大きくなったものであります。

志村委員

施設園芸、施設農業もコロナ禍の影響を受けています。また、今でしたら燃油価格の高騰といった影響も受けています。

私も施設栽培で桃やブドウを栽培しています。うちの地域では長年やっているのに廃プラセンターにも非常にお世話になっていました。昔は施設栽培をポリでやっており、それを毎年交換していたので、廃プラとしてかなり出していたのですが、最近では、使えるものは2、3年使うなど、経営努力をしなければならなくなりました。そういうこともあって、廃プラセンターに搬入される量はかなり変動があるのかなと思いましたが、施設園芸をされている農業者の方々も非常に努力をされていた。あわせて、環境に配慮した栽培体系を構築しなければならないということで、そういう意味では廃プラセンターに大量に持ち込まれてキャパオーバーになっても困ると思いましたが、今説明を聞きまして状況がよく理解できました。

資料を拝見しますと、処理量における有価販売と有料処分ということが書かれていますけれども、これについて具体的にどのような内容なのか。そして、有料処分については増加傾向にあると読み取れますが、その要因がどのようなものかという点について質問します。

鈴木果樹・6次産業振興課長

有価販売につきましては、リサイクル可能なハウス栽培に使用されておりますポリエチレン系のビニールや肥料袋などについてリサイクル業者に販売したものでございます。

また、有料処分につきましては、リサイクルできない土などが付着した農業用のビニールや野菜の雑草抑制に使用されたマルチフィルム等について廃棄物処理業者に委託し処分しているものでございます。

令和元年から有料処分する廃プラスチックの割合が増加傾向にありますが、この原因としましては、令和元年度から中国が廃プラスチックの輸入を禁止したことにより農業用ビニールが有料処分になったためでございます。

志村委員

ありがとうございます。

回収袋を使用するようになりまして、これを私たちも有料で買いまして、処

理が難しいものに関してはそこに入れて排出することになっているのですが、そういう意味では、回収袋による収集も非常に定着しまして、適正処理につながっているのかなと考えておりますが、今答弁いただいたように、中国での処理ができないということと、それによって国内での廃プラの最終処分になったので、今後も処理価格が上昇していくのかなという懸念もあります。これについて、どのように検討し対応していくのかお考えを伺います。

鈴木果樹・6次産業振興課長 国内での廃プラスチック最終処分の影響で、有料処分にかかる処理価格は上昇傾向でございます。このため、当センターでは適正な処理ができる複数の廃棄物処理業者から処理単価等を徴して、より安い価格で安定的に処理が委託できる廃棄物処理業者を選定しております。

志村委員 承知いたしました。

いずれにしても、リサイクルもそうですし、廃棄されるプラスチックをどのように有効活用していくのかをあわせて、それに対しては必要なコストが発生するということを改めて再認識し、施設園芸に取り組んでいかなければいけないと思います。

最後に、過去には廃プラの再生品ということでベンチとかU字溝みたいなもの、あるいは、フラワーポットなどが作成・製造されていたこともあったのですが、廃プラセンターでの現場のリサイクル利用は、どのようなことがされているのかお伺いします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 当センターにおきましては、平成20年度まではフラワーポットなどの廃プラスチックを原料として製造しておりましたが、現在は収集した廃プラスチックのうちハウス栽培に使用されたポリエチレン系のビニールや肥料袋等をリサイクル可能なものは分別し、リサイクル業者に有価販売しております。

なお、現在取引を行っておりますリサイクル業者は、廃プラスチックを医療用の注射針の回収容器などのプラスチック製品に加工しているということでございます。

志村委員 ありがとうございます。

農業用廃プラスチックの処理に関して、センターが果たす役割は今後も重要であると思っております。引き続き、廃プラセンターの施設運営について、県としてもしっかり取り組んでいただけるものと期待をして質問を終わります。

笠井委員 収集と分別に力を入れていらっしゃるのとことで、直接の業務とは関係ないのかもしれませんが、今、マイクロプラスチックの河川や海洋への流出が問題となっています。最初からマイクロプラスチックの状態で流れるのではなく、プラスチックが砕けて細かくなってしまうのですが、このマイクロプラスチック流出阻止の取り組みがもしございましたら教えてください。

鈴木果樹・6次産業振興課長 農業におきましてもビニールハウスやトンネルの被覆資材マルチなど、生産資材としてプラスチックを使用しております。

農業分野においてもマイクロプラスチックが河川や海洋に流出しないよう適切に対応することが必要であると考えております。

マイクロプラスチックの流出防止を図るためには、当センターにおいて農業生産で使用済みの廃プラスチックを収集分別し、適正処理することは極めて有効な対策であると考えております。このため当センターでは、市町村やJAと

連携し、農業者に広報紙や配布資料を通じ、廃プラスチックの適正処理を呼びかけてまいります。

笠井委員

ありがとうございます。

あわせて、農業用ということですので、プラスチックの被覆肥料の被膜殻が河川へ流出することも最近課題になっていると耳にしております。これは農林水産省も対応の強化を打ち出されているということで、これにつきましてもセンターにおいて取り組みがありましたら教えてください。

鈴木果樹・6次産業振興課長 プラスチックの被覆肥料の被膜殻の河川等への流出の多くは水田からであると考えております。流出防止技術として水田の水の出口に捕集ネットを設置して被覆殻を回収する方法があります。農家が回収した被覆殻については、当センターの分別回収の対象であることから、市町村やJAと連携し、回収方法や適正処理について啓発してまいりたいと思います。

笠井委員

ありがとうございます。

ぜひ啓発活動にも力を入れていただいて、河川環境の維持につなげていただければと思います。

長澤委員

3点質問させていただきます。

まず、1つ目が、出資額及び出資率の取り決めの経緯について、どのようにしたのかを教えてください。

鈴木果樹・6次産業振興課長 昭和51年の設立当初の出資額の算定方法につきましては、県が出資額の6割である1,500万円、JAと農業団体が1割の250万円、残りの3割を市町村が出資し、それぞれの市町村の出資額は市町村のハウス栽培面積から算定したところでございます。

長澤委員

次の質問ですけれども、県内27市町村がありますが、この中で出資している市町村が14となっています。残りの13市町村が出資していないのですが、この理由をお伺いします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 現在、当センターの会員となっております14市町村以外の市町村については、農業用廃プラスチックの排出がほとんどなく、当センターの会員となっていないため、出資しておりません。

なお、非会員の市町村の排出量の合計は全体の1%ということで、影響も少ないということ。それから、非会員の市町村の農家が廃プラセンターに直接持ち込んだ場合でも回収袋を購入してもらい、回収費を負担してもらうことで農家からの負担を徴しているところでございます。

長澤委員

わかりました。

次の質問ですが、有価物の割合が48%ということで、半分がリサイクルになります。農業用のビニールについては、先ほども話があったように、土がついたりすると処分が難しいと思いますけれども、そうすると半分がごみとして扱われてしまうのですが、この部分でさらに有価物の割合を上げる方策は何か考えているのか伺います。

鈴木果樹・6次産業振興課長 当センターで収集分別している廃プラスチックのうち、有価物の割合は、持ち込まれる廃プラスチックの種類によって決まっております。そ

のため、有価物として利用できるものの割合は今後も大きく変化しないと考えられるため、有価物の割合を大きく上げることは困難ではないかと考えております。

長澤委員 残りの部分が再利用できない有価物というところを、もう少し詳しく教えてください。

鈴木果樹・6次産業振興課長 先ほど話しましたように、土がついているビニールとか再生できないビニールという部分で分けられているものになります。

長澤委員 土がついているということは、それは結局ごみとして扱われてしまうということですが、その部分を多少努力してごみを減らすという考え方はないということでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 農家あるいは収集するJA等につきまして分別等をより徹底していただくということで日ごろから継続して啓発等を行っておりますし、より一層努めていきたいと考えております。

(株式会社山梨食肉流通センターについて)

乙黒委員 初めに、現地調査の際にも質問しましたが、牛肉のトレーサビリティーの実施状況など詳細をお伺いします。

丸山畜産課課長補佐 牛肉のトレーサビリティーは、牛の個別識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、いわゆる牛トレーサビリティー法により定められておりまして、産まれた子牛に10桁の個体識別番号が付与されています。それによって生産履歴や屠畜の情報などが国に管理される仕組みになっております。

本県では国が管理する生年月日や性別といった情報に加えて、県独自として生産者の写真であるとか給与している餌などの情報も消費者に提供するという工夫をしております。

今後も安定的に運用していきたいと考えております。

乙黒委員 昨年の県産牛肉偽装について、その要因と今後の改善策についてお伺いします。

丸山畜産課課長補佐 牛肉混入事案の要因につきましては、社員の遵法精神の欠如、上司の過度のプレッシャー、スライス部門の在庫管理の不徹底などが原因だったと、第三者委員会からは報告を受けております。

改善策といたしましては、倫理観やハラスメント等の社員教育の徹底、厳重なチェック体制の構築、それから在庫管理システムの構築などに鋭意取り組んでおりまして、再発防止に努めているところでございます。

乙黒委員 先ほどの牛肉のトレーサビリティーの実施状況等を鑑みますと、こうした産地偽装等の事案に関しては、やはり職員のモラルの低下という部分が主な要因かなと感じております。

その中で、今後の改善策としては、やはり社内のコンプライアンスの徹底が重要であると考えますが、これから利用者への信頼回復を図るための施策をどう考えているかお聞かせください。

丸山畜産課課長補佐 センターでは、県民や流通関係者への信頼回復を図るために昨年11月に経営再建のための大綱を制定させていただきました。この大綱では、同センターが高い信頼を得られる会社となるように、1つ目は人に対する信頼、2つ目としては商品に対する信頼、3つ目はブランドに対する信頼、この3つの信頼プランに取り組むことを進めております。

乙黒委員 事件の概要や対策も含めてお聞きしますと、こうした事件が起きるのは人の部分です。人災です。本来、民間であれば会社がつぶれるような事案だと思います。今回、こうしてチャンスを得ているということを変更して考えていただきながら、失った信頼を取り戻すのは相当ハードルが高いと思っております。そうした中で、当然、コンプライアンスを高めて社員の意識を改革していくことは重要であります。それをいかに情報開示しながら、こうした取り組みをしているという部分をしっかりとお伝えして、信頼を回復していくことが本当に重要なことだと思いますが、その点について最後にお伺いします。

丸山畜産課課長補佐 同大綱によっていろいろな取り組みも進めておまして、その取り組みについては、センターのホームページなどに適宜公開をして、皆様に知っていただくことを考えております。

乙黒委員 そうした取り組みがいかに皆さんに理解してもらえるか。そして、今度同じような事件が起きたときは、もう次はないという意識を社内で共有していただいて、それぞれがしっかりとお互いを律し合う、そうした部分をぜひ保ちながらしっかりと情報開示して、皆さんが信頼できる会社になっていただけるよう期待をして質問を終わります。

鷹野委員 私も現地調査で質疑をさせていただいたのですが、改めてお尋ねしたいと思います。

23ページに組織図があるのですが、この中で食品安全チームというのがございます。そもそも、食品安全チームとは何かお尋ねします。

丸山畜産課課長補佐 食品安全チームは、食品安全に関する国際基準であるISO22000の認証の中で食品安全に関するルールに基づいた作業の遂行や指導、検証等を行うチームとなっております。

鷹野委員 わかりました。
内容的には理解しましたが、構成メンバーはどんな形でしょうか。

丸山畜産課課長補佐 食品安全チームのメンバーは、代表取締役社長を統括としまして、品質管理や衛生管理の知識を有する社内11名で構成し、安全な食肉の生産のための監視を行っているところであります。

鷹野委員 そうなると内部の社員で構成しているチームということでしょうか。

丸山畜産課課長補佐 外部の方は入っておらず、内部で構成している組織であります。

鷹野委員 承知いたしました。
あわせて、内部監査委員とございますが、このことについて御説明を求めます。

丸山畜産課課長補佐 内部監査委員は、食品安全マネジメントシステムが効果的に機能しているかを確認するため、センターの食品安全ルールの定期的な監視を行う組織になっております。

鷹野委員 ありがとうございます。
先ほど、ISOのルールに基づいたということでしたが、改めて内部監査委員ということですが、何が違うのか教えてください。

丸山畜産課課長補佐 食品安全チームというのは、あくまでセンターの中で食品の安全がしっかり構築されているかどうかを検証するチームでございます。
内部監査委員というのは、そういった安全のルールについて、数値的なものにより審査する機関となっております。

鷹野委員 ありがとうございます。
何か同じような内容でしか聞こえないのですが。

原田農政部次長 今回の御質問に補足するとしたら、ISO22000の基準というのは、基本的にはHACCP、品質マネジメントシステム、前提条件プログラムの3つで構成されています。特に、前提条件プログラムというのは、生産現場において食品の製造工程に直接かかわるものではないのですが、衛生的に物事を取り扱えるのかという環境をいかにして整えるのかという基準になっています。
ですので、食品安全チームというのが内部の職員で構成されるというのは合理的であると思います。
一方で、内部監査のほうは、組織が正しく動いているかを外の人から見るといったことですので、そのチームとは別の方が監査委員として入っているといった内容で運用を行っております。

鷹野委員 御丁寧な説明、ありがとうございます。
済みません、もう一度確認ですけど、内部監査委員は外部の方が入っておるということでしょうか。

丸山畜産課課長補佐 センターの内部監査委員は社内のものになりますが、食品安全チームとは別のものが対応しているという組織となっております。

鷹野委員 ありがとうございます。
次に移ります。25ページに評価結果内容がございますけれども、ここに目的適合性という言葉が出てきておりますが、この目的適合性についてお尋ねしたいと思います。

丸山畜産課課長補佐 目的適合性とは、出資法人が当初の設立目的または公益目的と適合した業務を行っているかという視点で見るとして、事業の意義で3点、効果で3点、目標達成度という視点で4点の、合わせて10点で評価するものとなっております。

鷹野委員 ありがとうございます。
10点満点で30%の評価ということは3点だと思いますが、この数値の理由をお尋ねしたいと思います。

丸山畜産課課長補佐 今回のセンターの評価ですけれども、牛肉混入問題がありまして、甲州牛のブランド価値に少し悪い影響を与えてしまいました。県の行政施策の効果的な遂行にも少し寄与が足りないということで、先ほど説明しました事業の効果と目標達成度が得点なしとなりました結果、10点中3点になったということになっております。

鷹野委員 ありがとうございます。

25ページの総合評価の所見の内容に運営体制の記述がございます。「運営体制は常勤の取締役が代表取締役社長のみであるが、今後、常勤取締役の増員や他の取締役が業務運営に携わることができるよう体制を見直していく」ということが書いてありますけれども、このことについてお尋ねしたいと思います。

丸山畜産課課長補佐 今回の混入事件に関わる第三者委員会から、再発防止策の一つとして、社長の指導力の強化を図るとしております。そのため常勤取締役の増員であるとか、他の取締役が積極的に業務運営に携わることができる体制になるような見直しを行うこととしたところであります。

鷹野委員 ありがとうございます。

先ほども改善策の3つのプランで、人に対する信頼を1番に掲げている内容がございますけれども、特に組織上、外部の目というものが今の質疑の中で見えたかなと思っています。そういうことも含めまして、組織のあり方について、今後どのように進めていくのかお尋ねしたいと思います。

丸山畜産課課長補佐 ことしから食肉の流通等に精通いたしました民間の方に社長に就任していただきまして運営体制の強化を図っているところです。

今後、常勤取締役の増員等について引き続き検討をしていきたいと思っております。

鷹野委員 いずれにしても、民間の社長をお迎えして新しい体制で新たな船出をしておると承知しております。ぜひ信頼回復に努めまして、センターの信頼をますます高めていただくことを御祈念申し上げまして質問といたします。

志村委員 まず、令和3年度決算において当期純利益がマイナス2,400万円余となったわけですけれども、この要因についてお伺いします。

丸山畜産課課長補佐 令和3年度に、県内では大規模な甲州富士桜ポーク生産農家において豚熱が発生し、全頭殺処分になったことが主な要因となっております。

発生した農家におかれましては、それまでに年間約4,700頭の出荷をしていたところですが、これがなくなったということで、屠畜解体手数料等が2,000万円、上場手数料が700万円、合計で約2,700万円の収入が減少した、このことが要因と分析しております。

志村委員 承知いたしました。

別件で当該農場の周辺を通りかかりましたら、発生した後の農場の姿は残念ながら寂しい状況になっていて、農業というのは畜産も青果もそうですけど、生命維持産業だと私は思っていますので、そこにそういった事案が発生して一時中断あるいは営業が続けられなくなるという状況は本当に心が痛む思いをいたしました。そういう意味では非常に苦しい状況もあったかと思っておりますけれども、今後また期待をしたいと思っております。

乙黒委員、鷹野委員も質問されていますので、できるだけ重複は避けたいと思いますが、昨年度、3カ年の経営大綱を作成しまして、私もそれを拝見しました。信頼回復に向けて取り組みを始めているという、その姿勢は現地調査においても感じられました。健全経営のために今後どのように取り組んでいくのかという点についてお伺いします。

丸山畜産課課長補佐 経営の健全化を図るためには、経費の削減に努めるとともに、センターでは県内外からの集荷活動を強化しまして、出荷頭数の確保に努めたいと思っております。また、需要の低い部分の商品化や多様な顧客ニーズに応えた商品づくりにも取り組みまして、営業収益の向上を目指してまいりたいと考えております。

志村委員 本日にコンパクトですばらしい、健全経営に向けた取り組み方針をお聞きできたと思います。そういう中でも、昨年後半から続く電気料金の高騰、あるいは、原材料価格の高騰などが懸念されていますけれども、そういったことが一般管理費の増加につながっていくと思うわけです。これについて、どのように対応していくお考えかお伺いします。

丸山畜産課課長補佐 現在もセンターが努力いたしまして安価な電気業者と契約をしております。また、さらに努力をいたしまして安い電気料金を提示する業者がありましたら、契約変更なども視野に入れていきたいと思っております。また、社内でも、電気を順次LED化するなどして、一般管理費の歳出の一層の削減に努めております。

志村委員 承知いたしました。

先ほど、令和3年の経営評価で目的適合性をお聞きしました。先ほどの答弁で十分理解できましたが、経営評価の中で計画性及び組織運営の適正性というところはそれぞれ60%になっているのですが、これはどのような理由によるものなのか、この点についてお伺いします。

丸山畜産課課長補佐 まず、計画性ですけれども、計画性は出資法人が長期的ビジョンを持って計画的に事業運営に取り組んでいるかを問う視点でございます。経営計画の策定で3点、年次事業計画の策定で2点、計画実績の差異分析で5点、合わせて10点の評価となっております。ただ、今回、牛肉混入問題の要因もございまして、在庫量の増加など計画と実績の差異分析が不十分であったとなっております。計画実績の差異分析を1点としまして、その結果6点という結果になりました。

次に、組織運営の適正性ですけれども、組織・人事・財務等の内部管理体制が適切に整備・運営され、かつ情報公開による透明性の確保、適切であるかどうかといった視点で組織を見るものでありまして、組織の適正性で4点、リスクマネジメントで4点、情報の公開性で2点、合わせて10点という評価になってございます。これも不祥事によりまして組織の適正性で不適切な事務があったために3点としました。また、リスクマネジメントでは事務等の確認を行う体制も不十分であったという判断から、リスク管理ができていなかったために1点としまして、10点中6点という結果になりました。

志村委員 承知いたしました。

どんな組織でも、という語弊があり過ぎるのかもしれませんが、やはりヒューマンエラーとか、どうしても対応に苦慮して普段では通常の業務で

はやらないような処理をしてしまったことが積み重なって、適正な業務ではない事案が発生してしまうということはあるとは思いますが、そういうことを適正化していくために、先ほど来あるように、外部の目も必要です。特に、内部でスタッフの方々がきちんと意見交換できる組織で、風通しのいいということが非常に重要なのかなと思います。

何と言っても、県内唯一の食肉市場でありますので、私たち県民も非常に期待をしていますし、大事にしていきたいと思っています。そういう意味でも、センターの収益を向上させていくとともに、県産ブランド肉も含めた消費者の購買促進策に今後どう取り組んでいくのか、最後にこの点についてお聞きします。

丸山畜産課課長補佐 センターの収益向上のために、センターでは県内のみならず、県外からの搬入をふやすための営業活動を継続的に行っております。

また、生産者と連携しながら生産基盤の強化を図り、安定供給を図るとともに、県産ブランド食肉を中心に新たな小売業者や観光旅館への販路拡大、販路の開拓に取り組んでおります。

志村委員 承知いたしました。

いろいろと課題もありますけれども、この経営大綱にのっとなって前向きに、そして上向きに食肉流通センターの経営を進めていただけることを期待しまして質問を終わります。

向山委員 私は1点のみお伺いしたいと思います。

志村委員からも甲州富士桜ポークの部分があったかと思っておりますけれども、甲州富士桜ポークを使ったツアーが好評を得ていると承知しております。一方で生産農家が限られていて供給が追いつかずに流通価格が安定していない現状があると承知しております。価格が高騰してもツアー料金に反映することができず、フジザクラポークを活用したツアー造成を躊躇する傾向もあると承知しております。

食肉流通センターとして、積極的に価格の安定に努め、年間を通した卸価格を設定するなど、県産ブランド肉の一層の普及を図るべきだと考えますが、見解をお伺いします。

丸山畜産課課長補佐 甲州富士桜ポークにつきましては、豚熱の発生により主要農家において全頭殺処分をしたということで、現在、品薄な状況が続いており、価格につきましても上昇が続いております。

この農家につきましては、本年度、生産を再開いたしました。早期に安定した出荷ができるよう、県といたしましても資金面であるとか機械の購入に対する支援なども行いまして出荷頭数をふやし、価格の安定に努めて、県産ブランド肉の普及を図ってまいりたいと考えております。

向山委員 ぜひ、サポートもしていただいて、生産量と供給量の安定に努めていただきたいのと、言うまでもなく、甲州富士桜ポークは畜産酪農技術センターが開発したものでありますし、アイオワ州との交流の宝物であると県のホームページ等でも記されています。

先日、県議会の諸先輩方もアメリカに行って、締結60周年記念事業に行ってきたということで、この契機にしっかりと山梨県、そしてアイオワ州のそれぞれのきっかけのものを売り出していけるよう、ぜひセンターを中心に行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

浅川委員 山梨食肉流通センターの現地調査を受けて、処理施設と輸出拡大について伺います。

現地調査では、先般開催された県の共進会において、私の地元である北杜市高根町の甲州牛生産農家が金賞を受賞し、その立派な枝肉について説明を受けました。

そこで、本県を代表するブランド牛である甲州牛について、食肉センターにおける取扱頭数の推移を伺います。

丸山畜産課課長補佐 甲州牛生産頭数につきまして、令和元年度までは380頭前後で推移しておりましたけれども、令和2年度につきましては473頭、令和3年度につきましては493頭と順調に増加しております。

浅川委員 食肉センターでは衛生管理システムに取り組み、安全・安心な食肉を提供しているとの説明を受けましたが、昭和の時代に建てられた施設を何度も改修しており、老朽化も見受けられますが、これまでそれぞれの過程でどのように老朽化等に対応しているのか伺います。

丸山畜産課課長補佐 センターは昭和38年に設立された建物も一部残っているような状況で、老朽化対策は必須でございます。

このため平成12年度、13年度には、近代的な屠畜ラインを導入いたしました。平成21年度には枝肉加工施設等の改修を行い、直近では平成30年から令和3年度にかけて枝肉を運搬するための高架軌条レールの改修などを行っております。

浅川委員 今のお答えはよくわかりましたが、私も4回ほどあそこにお伺いしておりますが、食肉に対する食べ物という部分でいくと、かなり衛生的じゃないのではないかというイメージを受けております。

次の質問に入ります。甲州牛や甲州富士桜ポークなどのブランド食肉は、コロナ禍で飲食店の休業などにより在庫を抱えた時期もありました。県内外の販路の拡大はもとより、海外へも目を向ける必要があると思いますが、これまでの輸出実績と輸出拡大に向けてどのような課題があるのか伺います。

丸山畜産課課長補佐 食肉の輸出につきましては、相手国の輸出食肉取扱施設の基準を満たす必要がございます。現在、センターが輸出可能な国としましては、牛ではマカオ、タイ、ベトナム、豚では香港、マカオ、ベトナムとなっております。

これまでの輸出の実績につきましては、牛では甲州ワインビーフをタイに約500キロ、甲州牛を台湾に約2,200キロ輸出しております。

豚につきましては、甲州富士桜ポークを香港に約2トン、マカオに約1.4トン輸出しております。

輸出を拡大していくためには、やはり各国の基準に合った施設になるよう改修等が必要だと認識しております。

浅川委員 今言われていましたが、今後は対米輸出を見据えて大規模な施設改修や新設を検討する時期が来ていると思うが、県としてはいかがでしょうか。

丸山畜産課課長補佐 現在、県では畜産農家や食肉流通の関係者等で構成いたします畜産経営のあり方検討会を開催しております。その中で今後の山梨の畜産の方向性を検討しておりますけれども、輸出などにつきましてどのようにしていくかを

議論していく予定になっております。

浅川委員 最後に意見として、県産銘柄食肉の流通における重要な基幹施設なので、販路の拡大にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

古屋委員 混入事件に関して質問したいと思いますが、既に6人目でございますので、内容的に重複する部分がございますが御容赦いただきたいと思います。

県下唯一の食肉地方卸売市場として、取引の適正と流通の円滑化に貢献し、さらに県産銘柄食肉の地産地消を推進する役割を担っている山梨食肉流通センターが、令和3年3月に発覚した給食用甲州牛に甲州牛以外の他県産の牛肉が混入した事件から1年が過ぎたわけでございます。

御案内のとおり、この事案は令和2年7月から令和3年3月3日までに小中学校、定時制高校、特別支援学校261校において、6,200名の児童・生徒・職員が食べた給食に、甲州牛以外の食肉を混ぜて出したという事案であります。

県の調べによりますと、食品表示法違反ということで重大な事件でございますが、幸いにも健康被害がなかったことは安堵しています。しかし、内容的には極めて重大な事案でございます。改めて、県が出資している食肉センターにおいて信頼を大きく揺るがし、子供たちの楽しみを奪う裏切り事案が発生したことは極めて残念でございます。

したがいまして、先ほどからも質問が出ておりますが、センターが信頼回復をしっかりとやるということ、再発防止に向けて取り組むということは、極めて重要であります。そのため、私の立場からもこの事案について見解を再度承りたいと思いますので、よろしく願います。

丸山畜産課課長補佐 県民や流通関係者の信頼を失墜してしまったところですが、こういった信頼の回復を図るため、センターでは昨年11月に経営再建のための大綱を策定いたしました。3つの信頼プランにしっかりと取り組んで、倫理観やハラスメント等の社員教育の徹底、チェック体制の構築、システム構築を積極的に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、今回の事案につきましては過度な在庫を抱えたことによって発生したことでございますので、こういったことが今後起こらないよう、株主総会等で決まりました食肉流通の専門家である社長に就任していただきまして、民間のマネジメントの視点から運営体制を強化することに取り組んでいるところでございます。

こういったことにより県民の信頼をしっかりと回復させていきたいと考えております。

古屋委員 これからは経営者の指導力が問われてきます。資料22ページにも役員体制名簿が掲載されておりますが、県からも大久保農政部長、渡邊畜産課長、そして畜産関係のセンターの所長などが取締役として役員になっております。経営責務として、今後この事案をしっかりと反省しながら取り組んでいただきたいと思いますということを要望しまして、私からの質問にかえさせていただきます。

杉原委員 質問委員がたくさんなので簡潔にお尋ねしようと思っております。

まず、基本的なことで申し訳ないのですが、食肉流通センターでは、施設の最大能力に対してここ近年の稼働率がどのように変動しているのかをお聞かせいただきます。

丸山畜産課課長補佐 センターにおけます最大の処理能力につきましてですが、まず、牛で1日50頭、豚で1日500頭となっております。

年間の稼働率につきましては、令和元年度におきましては牛で35%の稼働、豚で30%の稼働です。令和2年度におきましては牛で33%、豚で31%の稼働、令和3年度におきましては牛で34%、豚で32%の稼働となっております。

杉原委員

丁寧な御説明ありがとうございました。

おおむね3割強の稼働率と理解いたしました。

今伺った中で、受入れもと、出荷先、それぞれ県内外から来ているかと思いますが、その割合はどうなっていますでしょうか。

丸山畜産課課長補佐 まず、受け入れ頭数に相当することになりますけれども、牛の年間処理頭数は約4,100頭になりまして、そのうち県内産が46%、県外産が54%となっております。牛の出荷先につきましては、53%が県内業者になってございます。

一方、豚ですけれども、豚の年間処理頭数は約3万9,000頭となっております。そのうち県内産が47%、県外産が53%となっております。豚の出荷先は89%が県内業者となっております。

杉原委員

丁寧な数字の御説明ありがとうございました。

思ったよりも県外の数字が大きいと思っています。去年開通しました中部横断道や今整備中の新環状道路などが有機的に結合するとより広域なエリアからこのセンターへのアプローチが容易になるかと思っています。

そんなことも前提に踏まえて、これから受入れもと、出荷先、それぞれ県内外へどのように広げていくのか、方針がございましたらお願いいたします。

丸山畜産課課長補佐 センターでは受入れもとの拡大を図るため、隣接県の畜産農家などを尋ねまして、センターにおける出荷のメリット、運搬費等の助成や、そういったメリットを説明するなどして営業活動を随時しております。

出荷先の拡大につきましては、首都圏を中心としました県外の買参人であるとか相対取引の受入れも今進めているところであります。

長澤委員

作業環境の観点で3点質問させていただきます。

まず、家畜の屠殺、解体、食肉の処理、加工などといった作業工程においては、どのように機械化されているのか伺います。

丸山畜産課課長補佐 センターでは平成12年と13年にBSE対策に伴う屠畜場法の改正に対応するために屠畜解体ラインの改善整備などを行いまして、今全ての工程のうち、屠殺業務以外は機械化されている状況です。

機械化の例といたしましては、枝肉の背割りの工程で人の手を介さずに機械が無人で割る、洗浄するところまで一貫で行っており、そういったところで省力化を図っております。

長澤委員

わかりました。屠畜の部分はまだ人間ということですね。

屠畜や解体は非常に大変な作業だと思いますが、組織図を見ると加工課で7人とあるのですが、現人員で人数は足りているのでしょうか。

丸山畜産課課長補佐 まず、家畜の屠畜や解体をこなす作業は大変専門的なスキルが必要で、

高度な技術が必要な仕事になっております。これまで退職者を見込んで社員の育成にも努めていたところですが、今、人数で言うと3名の職員の補充を進めているというようなところで対応しております。

長澤委員 この仕事は非常にメンタル的にもきついと思いますし、私にはとてもできないような仕事かなと思います。

今後は人材確保が一番課題になると思いますけれども、今後どのように人材確保に取り組んでいくのかを伺います。

丸山畜産課課長補佐 今後も食肉関係事業者と連携いたしまして即戦力となるような人材の紹介を受けたいと思っております。

また、畜産学科のあるような農業高校などに募集活動を進めて、職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

飯島委員 通告している牛肉偽装事件後の社内体制の整備については、いろいろな委員が質問したのでスキップします。

信頼回復のためにいろいろな柱があるという説明をされておりました。ブランドに対する信頼の回復もその一つということを先ほど御答弁されたと思います。そういう意味で、いわゆる甲州富士桜ポークの明確な定義について、まずお伺いします。

丸山畜産課課長補佐 富士桜ポークの定義でございますが、姉妹都市アイオワ州から導入した豚をもとに雌系のフジザクラと雄系のフジザクラDBを開発いたしまして、その組合せによって生まれた豚が甲州富士桜ポークとなっております。これは各農家で生産マニュアルに基づきまして専用飼料を使った飼育がされていることと、センターに出荷して格付け員が審査をしまして、その銘柄基準に合った豚が甲州富士桜ポークという扱いになります。

飯島委員 ありがとうございます。

山梨県銘柄等普及推進協議会の定義ということですね。

確認ですが、課長補佐がおっしゃったように、食肉流通センターに出荷したものであることが条件の一つということですが、先日の現地調査のときの説明では、屠畜は法律により食肉センターでやらなければいけないと伺いました。ただ、競りは選択できるという説明で、それは相対取引という言い方だったと思いますが、そういう理解でいいですか。

丸山畜産課課長補佐 はい、今の御説明のとおりです。

飯島委員 そうすると、富士桜ポークの流通管理についてですけれども、屠畜はしたけど競りをしない肉は、富士桜ポークという命名がされないわけですよね。ただ、変な話、肉としては一緒ですから、富士桜ポークだといって流通していることもあり得るかと思います。

富士桜ポークということで、センターで責任を持ってやっているのです、そういった不正が行われていないかを監視する必要があると思いますが、どうでしょうか。

丸山畜産課課長補佐 センターを通した甲州富士桜ポークの枝肉につきましては、甲州富士桜ポークであるというブランドマークが判こととして押されます。それから、食肉にはブランドがわかるシールを必ず添付してまして、これによりセンターか

ら出ている甲州富士桜ポークであるということが消費者にわかるようになって
います。

飯島委員 課長補佐がおっしゃることはわかりますが、私が伺っているのは、富士桜ポークと命名されなかった、競りを通さなかった肉に対して、その業者が富士桜ポークと偽装して流通していたら困るという懸念です。富士桜ポークを定義して管理している食肉センターとしては、そういったことを把握する必要があるのではないかとこういうことなののですが。

丸山畜産課課長補佐 屠畜された豚につきましては、センターで出荷された豚ということで格付け員が審査していますので、不正なものが出るということはないと思います。

飯島委員 わかりました。
業者としては、ブランドにのせて売りたいという気持ちが出てくる。それをどこかが取り締まらなければいけないと思います。だから、今後の課題として考えていただければと思います。

最後に、現地調査の際、相対取引がふえているという説明を受けました。相対取引がふえているということは、食肉センターの手数料、売上が少なくなると単純に思いますが、会社として、売上が減るということに関しての対策を考えているかお伺いしたと思います。

丸山畜産課課長補佐 相対取引は食肉卸売市場を介さず、売手と買手が決まった中での取引ということになっておりますが、現在、その割合は、牛に関してですけれども、センターの取引の約40%ということで、年々ふえております。

そういった相対取引がふえることの影響ですけれども、センターとしては販売価格の3.5%としております上手手数料分の減少が考えられます。あと内臓の販売収益も懸念されるところであります。

飯島委員 ありがとうございます。
その懸念を払拭する、違う形での経営努力というか、何かあるのでしょうか。

丸山畜産課課長補佐 相対取引となりますので、そういった取引で安定的にセンターを利用していただく。そういったことによって屠場使用料が安定的に入るところがメリットとなっております。

飯島委員 それでも収入は、売上が減るのではないかと思っているのですが、そうではないですか。

丸山畜産課課長補佐 相対取引で安定的な頭数がセンターに入れば、減収の影響が大きくなるということは考えておりません。

(指定管理施設・出資法人に係る全体共通事項について)

乙黒委員 それでは、指定管理施設全般について質問させていただきます。

今回の調査において、さまざまな指定管理施設で自主事業を行っているということは理解しております。その目的等を鑑みながらさまざまな工夫で事業主事をされていることは大変喜ばしいと思っておりますが、いろいろと調査をする中で、県のほうで自主事業の詳細について、どのようなイベントがあったということは把握していても、実際にどれだけの売上があって、それに対する支

出がどうなっているかという部分を十分把握できていないのではないかと不安を持っております。そういった中で、今後、県として、その部分を把握すべきと考えておりますが、それについての見解をお伺いします。

小林行政経営管理課長 まず、指定管理者が自主事業を実施する場合でございますが、自主事業の計画書には事業内容や実施回数、時期等が記載されています。こういったものを県に提出していただきまして、施設の目的に合致しているかの審査を行いまして、あらかじめ県が承認するということになっております。

また、自主事業を実施している状況についてですが、指定管理者からは、毎月または四半期ごとの定期報告を受けることになっております。あとは、県が四半期ごとに現地調査を行うことになっております。あとは、年度ごとに3回以上、対面によって実施する意見交換の場などを設けることになっておりまして、こういった場面を活用しまして、自主事業の経理状況や事業内容を把握するよう努めているところでございます。

ただ、現実的には、所管課の把握具合が、指定管理者によって濃淡があるということも実際にはございます。こういったことにつきましては、私ども制度所管課のほうでも統一的に安定的に行えるような周知や徹底をしてまいりたいと考えております。

乙黒委員

定期的なそういった部分を調査しているということは理解いたしました。

ただ、売上が非常にふえており、イベントの回数もふえている中で、イベントに対して支出がマッチしているのかという部分について、全てを信頼してしまっているのかという部分があります。県有資産を使って指定管理を受けている方がしっかりと使っていくことはいいのですが、支出が適合したものであって、これだけの利益が出ていますという部分をしっかりと県に報告すること、また、そこに不正がないということを県が確認することは重要だと思っております。

指定管理は1回出せば終わりということではなく、財産をどのように活用するかについて、常に県と指定管理の担当で議論しながら、こういう可能性でこういう売上、こういう資産活用ができました、であるならば、次回以降の指定管理の金額にこういう部分で県としてもプラスになる、そのような部分で常にお互い切磋琢磨していかなければならないと思います。指定管理者に任せきりということでは県有資産の高度活用はできないと思っております。

その中で、施設の活用については常に指定管理者と連携し、その可能性について議論・検討すべきと考えます。先ほど、そういった場を設けているというような発言もありましたが、定期的に、そういう部分を積極的に実施すべきと思っておりますが、その点について御見解をよろしくお願いします。

小林行政経営管理課長 委員御指摘のとおりでございますが、施設の管理を委託します県と、受託します指定管理者との連携により、施設の活用につきまして議論・検討することは非常に重要だと考えております。

先ほども申し上げた定期報告等もございまして、本年度の次期指定管理者の募集におきまして、指定管理者のノウハウをより生かすことを目的にいたしまして、指定管理者から新たな提案をいただいた場合に評価するという仕組みをつくっております。具体的には施設が提供しますサービスの向上、あとは県が目指す施策効果の実現、地域社会への貢献、こういったものの提案について評価をすることにしております。

また、自主事業についてですが、こちらの提案につきましても施設運営の課題に対して事業運営の効果が期待できるかどうかを評価するということで、指

定管理者の候補者選定の過程において審査基準を見直したところでございます。

今後も利用者の増加や満足度の向上などに資する事業につきましては、指定管理者と県が連携して積極的に取り組んで、県有施設の高度活用につなげていくことが必要であると考えております。

乙黒委員

そういったお答えをいただきまして、いいことをしていた部分がプラスに評価されることはすばらしいと思います。

逆に、そうになってしまうと、新たに指定管理へ挑戦しようという業者があったとき、その施設にどのようなポテンシャルがあって、どういった事業ができるかという点での優位性という部分が現在の指定管理者に偏ってしまうと感じました。そういった意味では、この施設を使って、こういうイベントで、これだけの売上があって、これだけの支出がかかったという部分をしっかりと情報発信することが必要だと思えますし、そういった情報を公開しなければ、適正な形での指定管理者を募集した際の平等性が担保されないと思います。

施設の活用や自主事業にもっと自由度を与えて、新たな収益を生み出した際にはその一部を県に還元できるような仕組みを構築すべきと考えますがどうでしょうか。今回の調査でも、一部で県に返還するといったことがありましたが、全般に対してどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

小林行政経営管理課長 指定管理事業でございますが、各施設の設置管理条例に定められました設置目的を達成するために、指定管理者が行うものとして定められた業務の範囲内において行われることになっております。

また、自主事業につきましては、施設の目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性の向上に資することを目的としております。なお、あらかじめ県が承認した事業に限り、指定管理の対象となる敷地内及び施設内で指定管理者のみずからの責任と費用により行われることになっております。

このような制度運用の範囲内におきまして、先ほども申し上げましたように指定管理事業の募集時における事業提案を適切に評価することで、民間の自由な発想やノウハウを取り入れて施設のサービス水準を高めることとしております。

このため、指定管理者に対しまして経営努力のインセンティブを与えることが非常に重要であると考えておまして、原則として、指定管理業務において生まれた収益は指定管理者の収入とする制度としていただいております。

また、自主事業についてですが、こちら指定管理者による事業計画のもと、みずからの費用負担により指定管理事業と分離して行われていることになっておりますので、指定管理者の収入とすることが適当と考えております。

以上が原則的な運用でございますが、現行の制度におきましても、あらかじめ指定管理事業者の募集の際に県に一定額を納入する条件を設定することで、または利用料金収入が見込額を上回った場合に、その一部を県に納付する提案を事業者にしていただくことによって、一部を県へ還元させるということも可能となっております。

乙黒委員

ありがとうございます。

同時に、今施設で働いている人員についても調査の中でいろいろと質問させていただきましたが、その施設に常時滞在して、その施設の管理運営に携わっている方に賃金を払うことは全く問題ないと思うのですが、施設によっては役員待遇のように常時ではなく、金額は大きくないにしても、複数の施設から賃金をもらっているような方が、過去の指定管理でもおりました。そういった意

味では、県においてもどういう方に賃金が払われているのか、その方がどれだけ施設の中で時間的な部分、また労働的な部分で従事されているのかについて、もう少し把握すべきではないかと思っておりますが、その点について見解をよろしく願います。

小林行政経営管理課長 まず、各施設所管課におきましては、指定管理者から施設に配置する全職員の担当業務の内容や資格、実務経験、雇用形態、年齢が記載されております人員配置計画の提出を受けておまして、これにより人員体制の確認を行っているところでございます。

人員の実情につきましては、当然、管理運営だけではなく、事業の効果とか運用するときの人件費に影響するものでございます。このため、事業計画の提出時期だけではなく、事業実施中におきましても四半期ごとの現地調査などの機会を活用しまして、より詳細な把握に努めるよう、各所管課に徹底するよう周知に取り組みたいと考えております。

乙黒委員 いろいろな部分の答弁ありがとうございます。

私は、県有資産をいかに活用していくかが、今の山梨県にとって重要な課題であると思っております。そういった中で、ポテンシャルのある施設で指定管理をしているのであれば、こういう取り組みをしたらこういうプラスがあるという部分について、県と指定管理者がしっかりと連携を取りながらお互いに高めていくことが必要だと思っております。

逆に、コロナの状況があったときに、民間施設では売上の補填がなかなかできませんが、指定管理の場合は県費で補填もしたりするわけです。そうであれば、その収益を指定管理者が全て得るとするのは、県民に対しての説明責任でいうとなかなか難しいのではないかなと思う部分もあります。

基本的には県がやるべきこと、そして指定管理者に任せることを明確にするとともに、そこで財産を活用していく取り組みを意識していくことが、これからは重要ではないかなと思っておりますので、私もまた一般質問等でも質問させていただきながら、長崎知事が考えるそういった部分にも協力していきたいと思っております。

笠井委員

乙黒委員の質問にも重なってくるのですが、今回の審査を拝見しまして、指定管理で委託料をお支払いして、そのお金が浮いてくるということは、指定管理の目的を達しているから十分であるということかもしれません、そもそもの委託料の見込みが適正なのかと考えてしまいます。一部の指定管理については、収支差額が黒字の場合は一定率を県へ還付する契約がなされているようですが、これを全ての指定管理契約において同様な仕組みに整えてはどうかと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

小林行政経営管理課長 ただいま委員から御指摘いただきました黒字の場合に一定率を県へ納付する契約についてです。今回、この委員会を通して散見されました事例でございますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして指定管理業務の内容変更や利用者の減少が将来的に見込まれ、業務計画を見直す必要があった一部の施設におきまして、県が契約額の変更を行ったものでございます。この変更契約に当たりましては、利用者の減少数等を精緻に見込むことができなかったものですから、収支差額が結果的に黒字になった場合、利益の50%は経営努力とみなして指定管理者の収入とし、残りは不確定要素ということで県に納付するといったルールを定めて運用したものでございます。

このため、一部の施設におきまして今回還付が発生しているという状況でござ

ございます。このように一定率を県へ納付させる仕組みにつきましては、新型コロナウイルスによる利用者の減少等といった見通しのつかない要素に基づき算定した場合に導入したものでございます。通常の積算により契約している施設につきましては、指定管理者の経営努力のインセンティブを十分働かせる必要があることから、自己努力による利益の吸い上げにつきましては行わず、赤字となった場合も県から補填は行わないといった原則的な運用を今後もしていきたいと考えております。

笠井委員

民間にこういう公共的な施設の運用を委託するという部分は、やはり経営努力、民間の工夫を反映させて、なるべく少ない費用で効果的な結果が出せるようにすることだと思います。民間でしたら、コロナでお客さんが来なかったら収入もなくなって成り立たないというか人員も休んでもらわなければいけないということですが、この審査を見ても、コロナで収入が減った分は別枠で補填しているじゃないですか。そういった環境で指定管理施設が運営されている中で、やはり目標の人数が来たからオーケーとか、この指定管理の項目にあることをこれだけしたからいい、これだけ浮きましたというのはちょっと違うような気がします。そのお金があるならもうちょっと目的のために使えたのではないですか。もうちょっと工夫して利用者のためにできたのではないですか。そういうところを評価して、それで、もし、来客が多い施設で収入がふえたのなら、それは結構です。ただ県の施設ですので、そこで商売をしているのですから還元してくださいと。これは普通のことだと思います。そういった部分をぜひ今後反映していただきたいと今回思いましたので発言させていただきました。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 渡辺 淳也